

## 第1節 国の基地周辺対策

基地を抱える地方公共団体は、基地の存在及びその運用に伴う諸問題によって地域の生活環境の整備・保全や産業振興等に様々な障害を受けており、また、基地に起因する問題も広範多岐にわたるとともに深刻化している。

基地周辺の生活環境の整備や民生安定のために講じられている国の施策の概要は次のとおりである。

### 1 基地周辺整備事業

昭和28年8月に制定された「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（以下、本節において「特損法」という。）」は、米軍等の行為により損失、損害が発生したときの補償制度を確立したものであり、補償の対象も農林業、学校教育事業、医療保険事業等の特定の業種を営む者に限定され、周辺地域の住民の被害を未然に防止軽減するものではなかった。

その後、行政措置により騒音防止、防災工事、道路整備、飛行場周辺の安全対策事業として住宅移転等の補償等が行われてきたが、基地問題の抜本的解決には至らなかった。

そのため、昭和41年7月に「防衛施設周辺の整備等に関する法律」が制定され、これまで行政措置で実施してきた各種障害に対する防止及び軽減措置について法制化するとともに、市町村が行う施設周辺の民生安定事業に対しても助成措置が講じられることになった。

しかし、昭和40年代後半になると、高度経済成長に伴う基地周辺の都市化現象の進展、地域開発計画との競合が生じ、また、生活環境保全に関する住民意識の高揚等があつて、従前の措置では十分な対応は困難となってきたため、従前の内容のほか、新たな飛行場周辺の航空機騒音対策として、住宅防音工事、緑地帯の整備等及び公共用施設の整備に充てる費用としての特定防衛施設周辺整備調整交付金制度を新設した「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」が、昭和49年6月27日、基地周辺の地方公共団体や住民等の強い要望もあつて成立した。

本県においては、復帰前はこれら被害に対して、一部外国補償請求法等に基づく補償制度はあったもののほとんど救済の途はなく、特に被害防止等のための基地周辺対策については全くといっていいほど措置されなかった。

復帰後においては、各種の補償制度や周辺対策制度が適用され、障害の防止又は軽減及び基地周辺の民生安定等のため種々の施策が講じられるようになった。

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」は、第1条において、「自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与すること」を目的としている。

同法における主な施策は次のとおりである。

#### (1) 障害防止工事の助成

##### ア 障害防止工事の助成（法第3条第1項）

地方公共団体等が、米軍等の特定の行為による障害（①機甲車両等の頻繁な使用による道路の損傷、②戦車等及び射撃訓練による演習場の荒廃、付近の河川での洪水や土砂流出等の被害、③通信施設等からの強力な電波発射や航空機の低空飛行による周辺民家のテレビ映像が不鮮明になること等）を防止又は軽減するため、道路や河川の改修、砂防えん堤の設置、共同通信アンテナ設置等の工事を行うときは、国が予算の範囲内においてその費用の全部又は一部を補助する制度である。

法の運用にあたっての地元地方公共団体の意向の十分な反映、予算の増額、補助対象の拡大等を渉外関係主要都道府県知事連絡協議会を通して国に要望しているところである。

##### イ 学校等騒音防止工事の助成（法第3条第2項）

学校教育の場や病弱者等の身体的弱者保護の場は、特に静穏を必要とされることから、米軍等の航空機の離着陸、射撃、爆薬等の使用の頻繁な実施等による著しい音響を防止し、又は軽減するため、学校、病院、診療所、助産所、保健所、保育所、特別養護老人ホーム、母子健康センター、福祉型障害児入所施設等の施設について、地方公共団体等が必要な工事を行うときは、国がその者に対し予算の範囲内においてその費用の全部又は一部を補助する制度である。

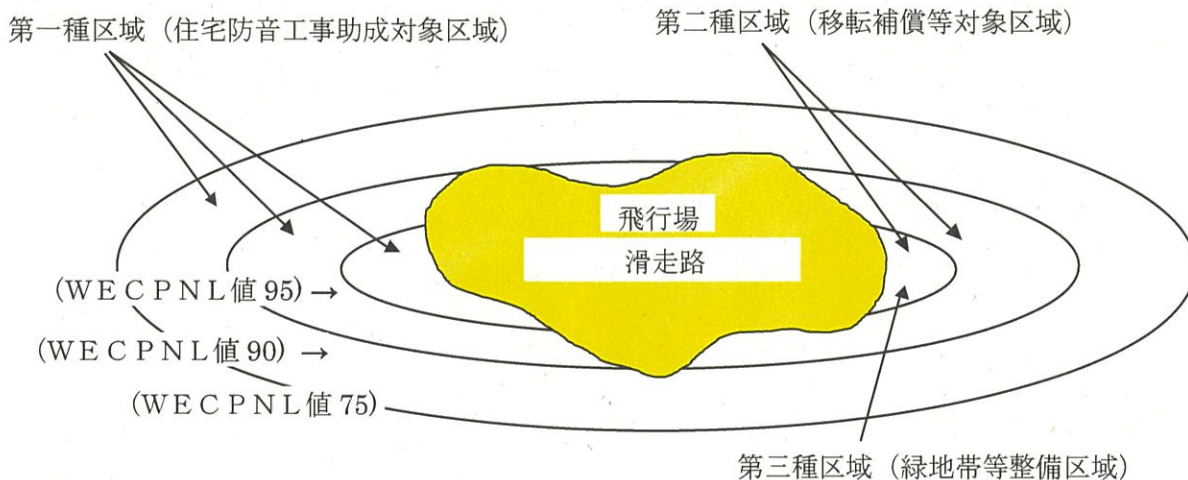
現行の補助制度については、現場から学校等の防音施設に係る維持管理費、耐用年数を経過した空調機器等の更新並びに一定の年月を経過し老朽化が著しく、防音効果が低下した建具等の更新についても全額国庫負担にしてほしいとの改善要望が出されていることから、県でもこれを渉外関係主要都道府県知事連絡協議会を通して国に要望しているところである。

(2) 住宅防音工事の助成 (法第4条)

防衛大臣は、米軍等の飛行場や対地射撃場の周辺地域において、航空機の騒音の度合を防衛省令で定める方法で測定し、その算定結果を基準に外側から第一種(WECPNL値(以下「W値」という)75以上)、第二種(W値90以上)、第三種(W値95以上)の区域を指定している(次図参照)。

第一種区域に指定の際、現に所在する住宅について、その所有者等が防音工事を行うときは、国がその工事に対し助成する制度である。

【飛行場周辺における区域図】



第一種区域	昭和53年12月	85	(W値)
		↓	
	昭和54年9月	80	(W値)
		↓	
	昭和56年12月	75	(W値)
		↓	
	平成25年4月	62 dB	(Ldenの値)

【WECPNL】

WECPNLは、「Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level」(加重等価継続感覚騒音レベル)の略で、音響の強度(dB(A):デシベル)、発生頻度、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量(総暴露量)を1日の平均として総合的に評価する基準で、ICAO(国際民間航空機構)で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位である。

【航空機騒音に係る環境基準の一部改正について】

「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第154号)の一部改正により、航空機騒音に係る評価指数が「WECPNL」から「Lden」に変更されたことに伴い、「防衛施設周辺の生活環境等に関する法律施行規則」(昭和49年総理府令第43号)が一部改正され、平成25年4月1日以降の第一種区域等の指定については「Lden」が適用されている。

第一種区は62dB、第二種区域は73dB、第三種区域は76dBとなっている。

【Lden】

夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い評価した1日の等価騒音レベル。

評価については、算式アにより1日ごとのLdenを算出し、全測定日のLdenについて、算式イによりパワー平均を算出する。

算式ア

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left( \sum_i 10^{\frac{L_{AE,i}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,j}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,k}+10}{10}} \right) \right\}$$

注：i、j及びkとは、各時間帯で観測標本のi番目、j番目及びk番目をいい、LAE、diとは、午前7時から午後7時までの時間帯におけるi番目のLAE、LAE、ejとは、午後7時から午後10時までの時間帯におけるj番目のLAE、LAE、nkとは、午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯におけるk番目のLAEをいう。また、Toとは、規準化時間（1秒）をいい、Tとは、観測1日の時間（86,400秒）をいう。

算式イ

$$10\log_{10}\left(\frac{1}{N}\sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}}\right)$$

注：Nとは、測定日数をいい、Lden、iとは、測定日のうちi日目の測定日のLdenをいう。

現行の補助制度については、当該市町村からも年々改善要望が出されており、県もこれを受け、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会を通して、以下の要望を国に対し行っているところである。

- ① 防音工事に係る補助対象施設を事務所、店舗等に拡大すること。  
 なお、運用上、一部補助対象施設と認められている認可外保育施設については、その全てを補助対象施設とすること。  
 また、随時、騒音調査を行い、砲射撃演習等の騒音に関する住宅防音工事対象区域の拡大と予算の十分な確保に努めること。
- ② 住宅防音工事の希望者に対して早期に工事が完了するよう十分な予算の確保に努めること。  
 また、空気調和機器機能復旧工事や高齢者、乳幼児、障害者の居住する住宅の防音工事は優先的に実施すること。
- ③ 住宅防音工事については、対象区域の拡大（周回飛行コース下等）及び全室施工を図るとともに、環境基準達成を目的とした年次計画をたてて、早急に実施完了するよう努力すること。  
 また、区域指定後の新築・増改築住宅や防音工事実施済住宅の建て替えに伴う防音工事の再補助（建て替え防音工事）についても、制度の拡充と十分な予算の確保に努めること。
- ④ 第1種区域に係る指定値を、62デシベル（Lden値）から航空機騒音の環境基準57デシベル（Lden値）に改めること。
- ⑤ 住宅防音工事区域の指定・変更にあたっては、騒音被害の実態、住宅の分布状況、地形等を考慮し、特に区画については、地元地方公共団体及び地元住民の意向を十分に尊重のうえ対処すること。  
 また、第1種区域内は全て第I工法とするなど防音工事施工基準の改善及び工事費の限度額の引上げを図ること。  
 なお、米軍飛行場の運用の変更等により騒音状況に悪化が認められる場合は、早急に住宅防音工事区域の指定・変更を実施すること。
- ⑥ 住宅及び義務教育施設等（工事種別を問わない。）の防音施設に係る維持管理費（光熱費）、耐用年数を経過した空調機器の更新並びに一定の年月を経過し老朽化が著しく、防音効果が低下した建具等の更新についても全額国庫負担とすること。  
 特に、生活保護世帯については、さらに充実すること。
- ⑦ 航空機騒音に関して、次の措置を講ずること。
  - ・ 国における基地周辺の常時騒音測定機器の増設及び低空飛行訓練による住民からの苦情が多い地域への騒音測定器等設置による調査体制の整備及び測定データの公表
  - ・ 国における電話機の増設、人員の確保等苦情処理体制の充実
  - ・ 地元地方公共団体の苦情処理に対する助成
- ⑧ 航空機騒音の周辺住民に与える影響について、早急に国による実態調査を実施し、調査方法及び調査結果を速やかに公表すること。  
 また、その結果、受忍限度を超える騒音被害がある場合は、早急に改善を図るとともに、騒音被害が軽減されるまでの間、当該調査結果をもとに、地域の実情を踏まえた交付金制度を創設すること。
- ⑨ 地方公共団体が実施する航空機騒音対策のための騒音調査について、測定機器の整備費・保守管理費・更新に係る経費及び測定に要する経費に対する助成措置を講ずること。
- ⑩ テレビ受信料の助成区域を拡大し、助成額の増額を行うとともに、電話通信料の助成措置を講ずること。
- ⑪ 国が進めているテレビのデジタル放送についても、基地に起因する電波障害等の影響を調査し、必要な措置を講ずること。

【住宅防音工事の実施状況】

国は昭和53年12月28日、嘉手納飛行場周辺について防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第4条、第5条、第6条に基づいて第一種、第二種、第三種区域を指定した。住宅防音工事の対象となる第一種区域は、うるささ指数がW値85以上から80以上に改正されたことに伴い、国は昭和56年7月18日、嘉手納飛行場周辺の区域を指定し、普天間飛行場周辺（宜野湾市の一部）の区域を指定した。

また、同法施行規則で定める第一種区域のW値が環境基準のⅡ類型と同じ75以上まで再々度引き下げられたことに伴い、国は昭和58年3月10日、嘉手納飛行場周辺の区域を、昭和58年9月10日、普天間飛行場周辺の区域を指定した。これにより、嘉手納飛行場に係る第一種区域は嘉手納町、北谷町、読谷村の全域を含む沖縄市、石川市（現うるま市）、宜野湾市、具志川市（現うるま市）、北中城村、恩納村の9市町村、普天間飛行場に係る第一種区域は宜野湾市、浦添市、北谷町、北中城村の4市町村にまたがっている。

なお、全国の第一種区域については、最終指定告示以降相当の年数が経過し、その間、航空機の騒音状況に変化が見られること、平成14年7月に当時の防衛施設庁長官の私的懇談会である「飛行場周辺における環境整備のあり方に関する懇談会」において、「真に騒音の被害を受けている住民に対して限られた財源を効果的に支出すべきとの観点から、改めて、計画的に全国の飛行場施設の騒音度を調査した上で、飛行場施設周辺区域の見直しを行い、第一種区域等を現状の騒音状況と整合させる必要がある。」との提言があったことから、全国の飛行場において順次区域見直し作業が進められている。

（3）移転補償等（法第5条）

第一種区域で、特に人が居住するに好ましくないとして防衛大臣が指定する区域（第二種区域、W値90以上）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹等について、その所有者が第二種区域以外のあるところに移転し又は除去する場合には、国がその者に対し予算の範囲内において補償する制度である。

移転補償費の引上げ等を渉外関係主要都道府県知事連絡協議会を通して国に要望しているところである。

（4）民生安定施設の助成（法第8条）

米軍基地等の設置又は運用により、その周辺住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に役立つように生活環境施設（道路、公園、消防施設、養護老人ホーム、し尿処理・ごみ処理施設等）や事業経営の安定に寄与する施設（農林漁業用施設等）を整備する場合に、国がその費用の一部を補助する制度である。

この制度の補助割合は、障害の緩和に資するという民生安定の助成の趣旨から原則として一部補助となっているが、本県における適用については特例が設けられ、一部の補助対象施設については、全額補助が認められる。

（5）特定防衛施設周辺整備調整交付金（法第9条）

米軍基地等のうち、ジェット機が離着陸する飛行場、砲撃又は射爆撃が実施される演習場、港湾、大規模な弾薬庫及び市町村の面積に占める割合の大きい米軍基地等は、一般に面積が極めて広大で、その存在や運用が周辺地域の生活環境や地域開発に広範かつ著しく影響を及ぼしている。

米軍基地等の設置、運用により発生する騒音等の障害を防止、軽減するため、国は防音工事助成等の施策を講じているが、それでもなお基地周辺の市町村は、基地のない（少ない）市町村に比して生活環境や地域開発に影響を受けていることから、この交付金制度が確立された。

防衛大臣は、このような米軍基地等を「特定防衛施設」として、またこの防衛施設の周辺地域の市町村を「特定防衛施設関連市町村」として指定することができ、指定された市町村には、公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業を行うための費用に充てるための特定防衛施設周辺整備調整交付金が交付される。

交付金の対象としては、交通施設及び通信施設、スポーツ又はレクリエーション施設、環境衛生施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、消防施設、産業振興に寄与する施設などの公共施設整備のほか、平成23年4月の「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部改正」により、医療費の助成やコミュニティバスの運営費の助成など、いわゆるソフト事業も対象となるなど、幅広いものとなっている。

なお、この交付金は、基地交付金及び調整交付金と違って市町村の一般財源となるような財政補給

金的な交付金でなく、特定の公共用の施設整備のため交付されるものである。

また、平成8年12月のSACO最終報告を受け、SACO合意事案を受け入れた市町村に対し、「特定防衛施設周辺整備調整交付金」の特別交付分（以下、本章において「SACO交付金」という。）が計上されるようになった。

沖縄県における平成28年度のSACO交付金の実績は、読谷補助飛行場のパラシュート降下訓練の移転先である伊江村に1億9,600万円、嘉手納飛行場の海軍駐機場の移転先である沖縄市に6,000万円となっている。

特定防衛施設と特定防衛施設関連市町村（沖縄県）（沖縄防衛局の資料による）

特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
嘉手納飛行場	沖縄市、読谷村、嘉手納町、北谷町
キャンプ・シュワブ	名護市
キャンプ・ハンセン	名護市、恩納村、宜野座村、金武町
伊江島補助飛行場	伊江村
鳥島射撃場	久米島町
久米島射撃場	久米島町
出砂島射撃場	渡名喜村
那覇港に所在する防衛施設	那覇市
金武、中城湾に所在する防衛施設 (天願棧橋、陸軍貯油施設、海上自衛隊沖縄基地隊及びホワイト・ビーチ地区に限る。)	うるま市
嘉手納弾薬庫地区	うるま市、沖縄市、恩納村、読谷村、嘉手納町
普天間飛行場	宜野湾市
牧港補給地区	浦添市
北部訓練場	国頭村、東村
キャンプ瑞慶覧	北谷町、北中城村

## 2 再編交付金

再編交付金は、平成18年5月に日米間でとりまとめられた「再編実施のための日米のロードマップ」を確実に実施するため、平成19年8月に施行された「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」（以下、本章において「再編特措法」という。）に基づく交付金で、再編を実施する前後の期間（原則10年間）において、再編が実施される地元市町村の住民生活の利便性向上や産業の振興への寄与を目的に交付されるものである。

防衛大臣は、米軍再編に伴い負担が増加する防衛施設を「再編関連特定防衛施設」として指定するとともに、当該施設が所在する市町村のほか、再編の内容が航空機部隊の移転や航空機の訓練移転の場合にはその周辺市町村における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、再編の円滑かつ確実な実施に資すると認める場合、当該市町村を「再編関連特定周辺市町村」として指定し、再編交付金を交付する。

交付金の交付額は、防衛施設の面積の変化、飛行場や港湾の施設整備の状況、航空機・艦船の数や種類の変化、人員数の変化等を基礎として算定され、再編事業の進捗率を加味した上で、年度毎の予算の範囲内で交付される。

交付金の対象事業は公民館・図書館、託児所の整備等の施設整備から、特産品開発支援、コミュニティ・バスの運行等のソフト事業まで幅広いものとなっている。

再編関連特定防衛施設と再編関連特定周辺市町村（沖縄県）

再編関連特定防衛施設	再編関連特定周辺市町村
キャンプ・シュワブ	名護市、宜野座村
キャンプ・ハンセン	金武町、宜野座村、恩納村
那覇港湾施設代替施設	浦添市
トリー通信施設	読谷村
嘉手納弾薬庫地区	沖縄市



### 3 基地交付金等

米軍等に使用させている国有固定資産や米軍所有の固定資産には税金が課されない。また、米軍人等に対しても、住民税が非課税となっている。

このことから、基地の所在する市町村に対しては税収減や、基地あるがゆえの財政需要増大に対する措置として、国から基地交付金及び調整交付金が交付されることとなっている。

#### (1) 基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）

##### ア 趣旨

基地交付金は、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和32年法律第104号）の定めるところにより、国が所有する固定資産のうち、米軍に使用させている固定資産や自衛隊が使用する固定資産の台帳価格に応じて基地所在市町村に交付されている。

米軍や自衛隊の施設が市町村の区域内に広大な面積を占め、かつ、これらの施設が所在することによって市町村の財政に著しい影響を及ぼしていることを考慮して、固定資産税の代替的性格を基本としながら、これらの施設が所在することによる市町村の財政需要に対応するために、使途に制限のない一般財源として毎年度交付されるものである。

##### イ 対象資産

- a 米軍に使用させている土地、建物及び工作物
- b 自衛隊が使用する飛行場（航空機の離発着、整備及び格納のため直接必要な施設に限る。）、演習場（しょう舎施設を除く。）、弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する土地、建物及び工作物

米軍においてはすべての資産を対象としているのに対し、自衛隊が使用する資産については、国の公用財産そのものであり、市町村交付金の対象とはなり得ないものの、飛行場及び演習場は広大な面積を有しており、また、弾薬庫及び燃料庫は他の公用財産にない特殊な影響を及ぼしていることから、対象となる資産の範囲を限定したものである。

これについては、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会において、国に対し「飛行場周辺の買上げ国有地、自衛隊の施設のうち現在対象外となっている施設、固定された状態での使用を常態とする機器等の財産、事実上米軍に提供されている状況にある財産を対象資産とすること。」を要請している。

##### ウ 配分の方法

基地交付金予算総額の7/10に相当する額を対象資産の価格であん分し、3/10に相当する額を対象資産の種類、用途、市町村の財政状況等を考慮して配分することとされている。

#### (2) 調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）

##### ア 趣旨

米軍施設所在市町村では、地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）により、米軍の所有する固定資産に対する固定資産税、都市計画税や米軍人等に対する住民税等が非課税となっている。一方、基地外に居住する軍人・軍属やその家族は、一般住民と同様に道路、水道、ごみ処理、し尿処理、消防等の公共サービスを市町村から受けている。

しかし、これらの非課税措置による税収減や財政需要の増加分に対する補てん措置が行われておらず、すべて市町村の財源負担となっていたことから、これら市町村の財政上の問題について、神奈川県基地関係県市連絡協議会、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会、その他基地関係諸団体が新たに特別の交付金制度を設けるべきであるとして強力な運動を展開した結果、昭和45年度から「施設等所在市町村調整交付金（昭和45年自治省告示第224号）」が交付されている。

基地交付金が法律補助であるのに対し、調整交付金は補助金的性格の予算措置であり、基地交付金の対象となる国有資産と、対象外である米軍資産との均衡及び米軍に係る市町村民税の非課税措置等による税財政上の影響を考慮して、毎年度基地所在市町村に交付されるものである。

##### イ 対象資産

米軍資産（米軍が建設、設置した建物及び工作物）

##### ウ 配分の方法

調整交付金予算総額の2/3に相当する額を米軍資産の価格を基礎として配分し、1/3に相当する額を市町村民税の非課税措置等により市町村が受ける税財政上の影響を考慮して配分することとされている。

#### 4 返還道路整備事業補助金

返還道路整備事業補助金は、沖縄県の区域内において駐留軍から返還された旧施設及び区域内の道路で、施設及び区域の返還に伴い現状に回復することが不相当であると認められるものについて、公道とするため市町村が行う当該道路敷地の買入に要する経費に対し、予算の範囲内において、当該市町村に補助金を交付するものである。

対象となる経費の範囲は、道路整備事業に要する用地費や、道路整備事業に付帯して必要な地方事務費である。また、補助率は10/10である。

沖縄防衛局においては、「沖縄県内所在返還道路整備事業補助金交付要綱」により、昭和54年度から補助金を交付している。

最近では、平成25年度から26年度にかけて、牧港補給地区返還跡地（北側進入路）における道路整備用地買入に対して交付され、浦添市が当該事業を実施した。

#### 5 再編推進事業補助金

再編推進事業補助金は、再編特措法に基づき指定を受けた再編関連特定周辺市町村が行う公共用の施設の整備について特別の措置を講じ、駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的に、再編推進事業補助金交付要綱に基づき平成29年度から交付されている補助金である。

交付の要件は、当該再編関連特定周辺市町村に係る駐留軍等の再編に向けた措置が進捗していること、措置の進捗状況を考慮し、特にその推進を図る必要があること、再編の実施に向けた施設整備がその区域内で行われ、当該施設整備の円滑な実施のために必要な協力を行っていることなどとなっており、これら全てに該当する再編関連特定周辺市町村が再編推進事業として行う公共用の施設の整備に対し、9/10を超えない範囲内でその費用の一部が補助される。

沖縄県における平成29年度の再編推進事業補助金の交付実績は、沖縄市へ約5億6,000万円となっている。

#### 6 再編関連特別地域支援事業補助金

再編関連特別地域支援事業補助金は、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に特に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における地縁団体が、その影響を緩和し、駐留軍等の再編が実施されることを前提とした地域づくりを行う場合、その支援のための必要な措置を講じ、駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的に、平成27年度から交付されている補助金である。

交付の要件は、駐留軍等の再編により保有する航空機の数が40機を超えて増加し、かつ所在する部隊の人員の数が1,000名を超えて増加する再編関連特定防衛施設が所在する地域の地縁団体であり、当該事業の支援を行うことが駐留軍等の再編の円滑な実施に資するため特に必要と認められることとなっており、当該地縁団体が実施する、日米交流、地域住民の安全、生活環境の整備等に関する事業に対し、10/10が補助される。

沖縄県における平成28年度の再編関連特別地域支援事業補助金の交付実績は、辺野古区及び久志区へそれぞれ2,600万円、豊原区へ約2,400万円となっている。

#### 7 NHK放送受信料の補助制度

本制度は、防衛施設周辺放送受信事業補助金交付要綱に基づき、自衛隊または米軍のジェット機の飛行に伴う騒音によるテレビ放送の聴取障害に係る助成の措置として、自衛隊または米軍が使用する飛行場等の周辺で一定の区域内に住むNHK放送受信契約者に対し、NHK放送受信料のうち地上系放送分の半額を補助するものであり、昭和57年度から実施されている。

昭和57年度から平成17年度までの間は、財団法人防衛施設周辺整備協会が放送受信障害対策事業として行う助成措置に対し、防衛省が同協会へ補助金を交付していたが、平成18年度からは、防衛省がNHKの協力の下、直接、放送受信契約者に補助金を交付している。

なお、沖縄県内では、嘉手納飛行場（嘉手納町、沖縄市、北谷町、読谷村、うるま市）、伊江島補助飛行場（伊江村）、及び出砂島射撃場（渡名喜村）が対象施設となっている。

#### 〈 参考 〉

##### 在日米軍駐留経費負担（思いやり予算）

在日米軍関係費のうち、駐留軍従業員の労務費、光熱水料及び施設・区域内の整備に係る経費の全部又は一部について在日米軍駐留経費負担として、日本政府が負担している。（いわゆる思いやり予算）

日米地位協定第24条は、第1項で「日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は…この

協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。」とし、基本的には駐留に係る経費は米側が負担することを規定している。

しかしながら、1970年代からの我が国の物価と賃金の高騰及び国際経済情勢の変動に伴う米側負担経費が増大したため、昭和53年度から、従来米側が負担していた日本人従業員の福利厚生費・労務管理費を日本側が負担するようになり、その後、格差給、語学手当等の労務費、軍人用住宅等の提供施設整備費についても負担するようになった。

現在では、その負担の範囲がさらに拡大され、日本人従業員の基本給や年末手当・退職手当等の各種手当、米軍使用に係る電気・ガス・水道料なども日本側が負担している。

なお、昭和62年からは、日米間で効力期間を限った「特別協定」\*1が締結されるようになり、これを根拠にして日本側の駐留経費負担が実施されている。

新たな特別協定（平成28年4月1日から平成32年3月31日）では、日本側負担の従業員の上限人数を22,625名から23,178名に段階的に増加させ、光熱水料等の負担は各年度において、約249億円を上限としつつ、日本側負担割合を72%から61%に削減するとしている。

在日米軍駐留経費負担（思いやり予算）

単位：百万円

区分	平成28年度予算執行額		平成29年度予算額	
	全国	沖縄	全国	沖縄
提供施設の整備	21,453	3,621	20,600	7,939
労務費の負担	143,899	45,297	148,540	47,401
福利費等	21,890	7,085	23,838	7,334
給与費	122,010	38,212	124,702	40,067
(1)特別協定給与	119,045	37,321	121,851	39,194
(2)その他の給与	2,965	891	2,851	873
光熱水料等の負担	24,809	—	24,664	—
訓練移転費の負担	882	—	797	—
合計	191,043	48,918	194,601	55,340

注：沖縄防衛局の資料による。事務費等は除く、事業費ベースで整理されている。

計数は、四捨五入の関係で符号しないことがある。

\*1：「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」。



住宅防音工事市町村実績一覧表

単位:百万円

施設名	市町村名	年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		項目					
嘉手納飛行場	沖縄市	世帯数	114	381	362	217	203
		(追加)	(41)	(138)	(102)	(55)	(63)
		金額	280	837	822	558	483
	うるま市	世帯数	53	174	185	128	102
		(追加)	(10)	(61)	(45)	(23)	(28)
		金額	131	391	495	455	286
	嘉手納町	世帯数	94	228	142	120	62
		(追加)	(1)	(1)	(1)	(2)	-
		金額	292	629	500	600	270
	北谷町	世帯数	231	346	245	278	97
		(追加)	(2)	(22)	(17)	(8)	(14)
		金額	787	1,017	943	1,649	424
	読谷村	世帯数	43	111	140	53	47
		(追加)	(11)	(40)	(36)	(12)	(12)
		金額	125	307	407	188	148
	恩納村	世帯数	-	6	4	-	-
		(追加)	-	(2)	-	-	-
		金額	-	16	18	-	-
	北中城村	世帯数	-	2	1	-	7
		(追加)	-	(1)	-	-	(4)
		金額	-	3	5	-	18
	宜野湾市	世帯数	1	4	3	-	3
		(追加)	(1)	(1)	(2)	-	-
		金額	2	9	10	-	8
小計	世帯数	536	1,252	1,082	796	521	
	(追加)	(66)	(266)	(203)	(100)	(121)	
	(特定)	(34)	(74)	(29)	(25)	(20)	
	金額	1,617	3,209	3,200	3,450	1,637	
普天間飛行場	宜野湾市	世帯数	43	201	131	76	180
		(追加)	(19)	(91)	(55)	(28)	(36)
		金額	80	380	283	202	256
	浦添市	世帯数	-	-	4	1	2
		(追加)	-	-	(2)	(1)	(0)
		金額	-	-	8	1	3
	北中城村	世帯数	10	10	7	9	2
		(追加)	(4)	(4)	(1)	(4)	(1)
		金額	18	31	19	9	9
	小計	世帯数	53	211	142	86	184
		(追加)	(23)	(95)	(58)	(33)	(37)
		(特定)	(0)	(1)	(8)	(3)	(2)
金額		98	411	310	212	268	
合計	世帯数	589	1,463	1,224	882	705	
	(追加)	(89)	(361)	(261)	(133)	(158)	
	(特定)	(34)	(75)	(37)	(28)	(22)	
	金額	1,715	3,620	3,510	3,662	1,905	

注1: 沖縄防衛局の資料による。

注2: 住宅の市町村毎に集計(概数)。

注3: 世帯数は新規工事及び追加工事の集計であり、(追加)は追加工事の略、(特定)は特定住宅防音事業の略であり内数である。

市町村別基地周辺整備事業の推移

(単位:千円)

年度 金額等 市町村名	昭和62年度～ 平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
名護市	83	12,758,021	1	278,790	1	379,919	1	88,876	1	715,646	1	437,825
うるま市	383	15,931,567	8	615,851	9	403,557	9	581,403	8	663,474	7	414,055
国頭村	18	907,837	1	227,126	—	—	1	20,657	1	27,882	1	159,021
東村	12	1,068,553	2	212,113	—	—	—	—	—	—	—	—
本部町	10	433,369	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
恩納村	120	5,135,716	5	823,254	4	1,853,512	4	1,830,926	2	1,446,646	2	786,530
宜野座村	95	5,056,350	3	43,745	3	78,190	2	47,573	4	65,590	2	65,375
金武町	139	6,154,153	3	100,750	4	405,810	6	348,926	2	61,176	4	45,166
伊江村	118	8,811,075	5	605,393	2	119,500	1	3,838	4	122,719	2	166,156
沖縄市	1,071	13,726,958	5	641,505	4	1,631,104	4	200,788	4	280,099	9	660,311
宜野湾市	174	13,452,248	3	120,484	5	263,084	7	381,785	8	423,677	10	612,858
浦添市	154	8,628,760	4	101,440	5	280,104	2	162,568	4	159,459	8	311,412
西原町	22	1,580,504	1	12,495	1	13,067	3	24,812	2	39,043	3	129,977
読谷村	130	9,286,598	4	186,305	4	158,027	4	459,799	7	192,070	4	285,552
嘉手納町	282	4,765,701	2	82,466	1	24,094	2	34,748	4	99,927	5	106,427
北谷町	213	5,574,629	2	34,256	4	66,486	3	70,951	3	220,689	3	139,977
北中城村	76	3,418,048	1	13,616	3	62,666	1	14,490	3	126,630	3	273,278
中城村	50	2,976,624	3	182,889	2	63,469	2	89,371	3	102,008	2	47,027
那覇市	105	10,022,292	1	45,871	3	69,718	5	148,334	3	85,166	1	52,538
糸満市	7	261,764	1	1,907	1	61,683	2	4,519	2	8,864	—	—
豊見城市	22	1,088,863	2	30,471	1	64,008	2	119,928	1	32,827	—	—
八重瀬町	10	207,861	1	5,637	1	51,898	1	108,110	—	—	—	—
南城市	40	2,385,030	1	9,009	—	—	—	—	—	—	—	—

(単位:千円)

年度 金額等 市町村名	昭和62年度 ～平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
久米島町	7	463,606	1	173,913	1	14,222	—	—	—	—	2	32,422
渡名喜村	39	267,766	1	652	1	700	1	706	1	667	1	621
座間味村	1	25,436	1	7,665	—	—	1	43,022	—	—	—	—
渡嘉敷村	1	17,301	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮古島市	21	1,688,920	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
石垣市	7	421,155	—	—	1	4,418	1	155,150	1	9,043	—	—
与那国町	—	—	—	—	—	—	—	—	1	20,986	1	11,507
粟国村	2	37,194	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
与那原町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	11,033
南部広域 行政組合	—	—	—	—	—	—	1	27,251	1	305,907	1	477,341
金武地区 消防衛生組合	10	140,047	1	18,287	—	—	—	—	—	—	—	—
中城北中城 消防組合	2	31,044	1	29,748	—	—	—	—	—	—	—	—
東防部 防組	2	90,742	—	—	1	14,222	1	15,888	—	—	1	66,978
中城北中城 清掃事務組合	4	3,963,038	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
久米島消防	2	47,232	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
島尻消防、 清掃組	1	18,075	1	10,378	2	169,395	2	548,370	1	41,772	1	16,884
与勝 事務組合	9	316,507	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
比謝川 行政事務組合	13	432,959	1	15,848	1	10,882	1	15,029	1	66,978	1	14,729
国頭地区 行政事務組合	2	33,999	—	—	1	29,830	1	16,325	1	12,986	1	15,796
その他法人	1,237	17,182,675	87	393,738	89	662,357	93	1,282,726	99	839,062	104	2,013,006
沖縄県	591	21,972,149	10	601,394	9	677,940	10	761,494	9	470,236	8	307,142
個人 (住宅防音等)	105,565	165,340,081	4,414	5,232,330	4,709	7,305,857	5,458	7,047,602	3,483	6,444,688	3,855	5,235,237
個人 (移転措置)	82	1,518,442	12	153,201	5	77,816	8	177,222	15	265,040	5	99,193
沖縄防衛局 直轄工事等	182	5,087,271	4	9,812	3	13,943	6	62,203	3	23,922	4	37,268
合計	111,114	352,728,160	4,593	11,022,330	4,881	15,031,478	5,646	14,895,390	3,682	13,374,878	4,053	13,032,641

注1:沖縄防衛局の資料による。

注2:特定防衛施設周辺整備調整交付金を除く。

注3:計数は、四捨五入によるため、符合しないことがある。

注4:個人(住宅防音等)は、障害防止工事、民生安定工事(一般助成、防音助成、空気調和機器稼働費)、道路修繕工事、防音事業工事(一般防音、防音事業関係維持費)、住宅防音工事(防音工事、機能復旧工事)の合計である。

注5:個人(移転措置)は、建物等補償費、不動産購入費、測量等工事費の合計である。

市町村別特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付額の推移

単位:千円

特定防衛施設関連市町村	年度 特定防衛施設名	昭49～55	56～61	62～平4	平5～10	平11～16	17
		国頭村	北部訓練場	—	—	—	—
東村	北部訓練場	—	—	—	—	—	—
名護市	キャンプ・ハンセン キャンプ・シュワブ	371,710	511,569	446,015	572,173	4,233,145	684,994
恩納村	キャンプ・ハンセン 嘉手納弾薬庫地区	414,968	539,226	449,862	442,319	517,411	89,343
宜野座村	キャンプ・ハンセン	390,956	569,262	544,294	557,883	714,534	123,424
金武町	キャンプ・ハンセン	484,088	798,698	850,303	850,489	2,281,441	264,872
伊江村	伊江島補助飛行場	772,984	908,410	1,196,947	1,177,312	2,468,002	202,286
沖縄市	嘉手納飛行場 嘉手納弾薬庫地区	981,045	1,587,248	1,530,145	1,682,460	2,183,357	545,484
うるま市	嘉手納弾薬庫地区 金武中城港に所在する防衛施設	536,594	853,007	747,959	785,278	759,651	198,000
読谷村	嘉手納飛行場 嘉手納弾薬庫地区	559,202	842,521	577,978	736,223	873,615	143,084
嘉手納町	嘉手納飛行場 嘉手納弾薬庫地区	917,995	1,637,335	1,659,085	1,875,107	2,225,716	344,302
北谷町	嘉手納飛行場 キャンプ瑞慶覧	888,014	1,678,280	1,552,492	1,551,757	2,243,133	330,087
北中城村	キャンプ瑞慶覧	150,760	213,906	207,276	216,797	1,088,835	130,603
宜野湾市	普天間飛行場	355,176	490,817	292,485	333,151	373,922	62,632
浦添市	牧港補給地区	223,702	307,150	358,028	351,382	1,747,406	422,250
那覇市	那覇港に所在する防衛施設	167,699	236,163	240,314	231,124	327,359	52,316
渡名喜村	出砂島射爆撃場	387,132	571,274	335,768	372,654	353,981	92,674
久米島町	久米島射爆撃場 鳥島射爆撃場	86,856	175,407	185,629	209,561	277,924	12,198
合計		7,688,881	11,920,273	11,174,580	11,945,670	22,669,432	3,698,549

単位:千円

18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
—	—	—	—	—	34,474	34,423	34,563	34,719	36,614	40,193
—	—	—	—	—	42,137	42,086	42,232	42,388	45,693	66,363
636,774	313,966	74,291	147,971	144,475	185,359	109,720	66,886	100,592	95,356	85,893
89,348	80,973	77,837	102,732	100,847	112,225	112,617	122,419	123,027	117,276	117,846
123,469	107,066	116,182	116,606	118,694	131,848	131,703	140,032	140,823	141,201	141,693
74,447	112,976	66,381	100,000	138,063	153,655	153,495	150,371	162,702	128,959	145,050
416,618	286,475	436,010	217,142	405,791	334,379	336,666	320,013	321,888	324,633	325,113
489,896	464,974	479,911	467,200	482,754	667,938	647,228	585,320	562,099	536,813	538,282
205,950	97,793	189,074	126,067	184,863	215,603	221,939	139,385	255,977	101,126	184,788
164,457	152,179	151,013	155,103	163,144	227,115	250,432	192,207	264,544	219,014	239,269
419,567	434,769	429,959	381,958	291,005	769,824	504,905	472,825	542,766	607,299	507,858
407,688	368,854	280,642	159,129	477,674	326,644	322,303	550,786	428,140	350,614	522,713
130,572	131,032	41,123	41,266	42,241	46,481	51,122	45,822	51,836	54,710	55,749
59,574	60,260	59,408	51,566	69,126	79,753	160,090	211,774	242,133	300,491	301,341
588,210	68,781	67,368	55,532	56,853	71,017	70,807	71,321	81,458	75,973	77,519
51,386	48,112	47,451	47,827	49,037	64,725	64,818	47,969	58,483	94,214	70,600
34,329	74,784	52,980	59,477	22,450	110,830	76,872	78,933	79,744	80,331	80,271
49,373	31,004	31,573	32,075	2,460	93,778	64,764	60,514	41,999	81,110	62,102
3,941,658	2,833,998	2,601,203	2,261,651	2,749,477	3,667,785	3,355,990	3,333,372	3,535,318	3,391,427	3,562,643

注:沖縄県企画部、総務省ホームページの資料による。

市町村別基地交付金及び調整交付金の交付額の推移（平成25年度～平成29年度）

単位：千円

市町村名	年度 区分	平成25年度			平成26年度		
		基地 交付金	調整 交付金	計	基地 交付金	調整 交付金	計
国頭村		25,171	33,411	58,582	28,577	33,678	62,255
東村		35,932	46,460	82,392	41,847	46,466	88,313
本部町		300	12,719	13,019	300	13,029	13,329
名護市		103,014	187,006	290,020	103,941	187,065	291,006
恩納村		31,980	20,613	52,593	36,220	20,617	56,837
宜野座村		44,110	61,928	106,038	51,258	58,831	110,089
金武町		255,256	266,315	521,571	264,856	265,437	530,293
伊江村		36,432	33,015	69,447	41,643	31,672	73,315
(北部計)		532,195	661,467	1,193,662	568,642	656,795	1,225,437
沖繩市		508,871	825,972	1,334,843	499,878	832,580	1,332,458
うるま市		162,330	421,602	583,932	152,497	424,975	577,472
読谷村		65,787	246,572	312,359	72,977	246,907	319,884
嘉手納町		260,760	677,662	938,422	251,093	683,084	934,177
北谷町		299,541	538,524	838,065	284,962	538,833	823,795
宜野湾市		129,432	430,466	559,898	141,177	430,740	571,917
浦添市		196,395	306,891	503,286	189,566	302,966	492,532
北中城村		89,139	232,093	321,232	88,205	233,949	322,154
中城村		—	—	—	—	—	—
(中部計)		1,712,255	3,679,782	5,392,037	1,680,355	3,694,034	5,374,389
那覇市		237,702	56,985	294,687	235,141	57,014	292,155
南城市		13,655	—	13,655	14,058	—	14,058
糸満市		11,541	—	11,541	13,362	—	13,362
与那原町		—	—	—	—	—	—
久米島町		18,234	300	18,534	19,587	300	19,887
渡名喜村		—	7,528	7,528	—	7,533	7,533
八重瀬町		10,238	—	10,238	11,226	—	11,226
(南部計)		291,370	64,813	356,183	293,374	64,847	358,221
宮古島市		16,047	—	16,047	17,305	—	17,305
(宮古計)		16,047	—	16,047	17,305	—	17,305
石垣市		300	—	300	300	—	300
(八重山計)		300	—	300	300	—	300
合計		2,552,167	4,406,062	6,958,229	2,559,976	4,415,676	6,975,652

注：沖縄県企画部市町村課の資料による。



単位:千円

平成27年度			平成28年度			平成29年度		
基地 交付金	調整 交付金	計	基地 交付金	調整 交付金	計	基地 交付金	調整 交付金	計
38,542	34,350	72,892	41,953	34,350	76,303	42,798	34,350	77,148
61,487	46,441	107,928	68,608	46,442	115,050	68,661	46,442	115,103
300	12,947	13,247	300	12,765	13,065	300	12,446	12,746
105,951	186,963	292,914	103,115	186,965	290,080	92,803	182,291	275,094
36,296	20,617	56,913	40,842	20,617	61,459	41,322	20,617	61,939
51,738	55,889	107,627	59,266	53,699	112,965	60,649	51,014	111,663
268,425	260,437	528,862	253,427	260,439	513,866	238,427	260,439	498,866
42,015	30,109	72,124	46,991	28,924	75,915	48,280	27,478	75,758
604,754	647,753	1,252,507	614,502	644,201	1,258,703	593,240	635,077	1,228,317
484,878	832,768	1,317,646	474,407	886,457	1,360,864	474,407	890,673	1,365,080
147,068	427,603	574,671	137,509	455,088	592,597	129,327	457,124	586,451
73,943	241,907	315,850	89,098	241,909	331,007	80,188	241,909	322,097
247,881	682,716	930,597	270,426	732,476	1,002,902	264,389	727,477	991,866
269,962	538,543	808,505	254,964	538,548	793,512	239,964	538,548	778,512
146,466	425,817	572,283	158,377	452,775	611,152	157,968	460,929	618,897
183,348	297,967	481,315	179,407	297,970	477,377	173,917	297,970	471,887
89,131	236,520	325,651	86,014	245,932	331,946	80,810	245,932	326,742
—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,642,677	3,683,841	5,326,518	1,650,202	3,851,155	5,501,357	1,600,970	3,860,562	5,461,532
232,883	56,982	289,865	232,885	56,983	289,868	232,885	56,983	289,868
14,449	—	14,449	14,100	—	14,100	12,924	—	12,924
15,183	—	15,183	15,158	—	15,158	13,760	—	13,760
—	—	—	—	—	—	—	—	—
20,965	300	21,265	22,688	300	22,988	21,197	300	21,497
—	7,537	7,537	—	7,160	7,160	—	6,981	6,981
10,103	—	10,103	9,170	—	9,170	8,445	—	8,445
293,583	64,819	358,402	294,001	64,443	358,444	289,211	64,264	353,475
21,132	—	21,132	21,971	—	21,971	20,962	—	20,962
21,132	—	21,132	21,971	—	21,971	20,962	—	20,962
300	—	300	300	—	300	300	—	300
300	—	300	300	—	300	300	—	300
2,562,446	4,396,413	6,958,859	2,580,976	4,559,799	7,140,775	2,504,683	4,559,903	7,064,586

防衛省関係沖縄分当初予算の推移(平成25年～29年度)

単位:百万円

事項	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	全国	沖縄	比率 (%)	全国	沖縄	比率 (%)	全国	沖縄	比率 (%)	全国	沖縄	比率 (%)	全国	沖縄	比率 (%)
1. 基地対策経費	120,010	16,534	13.8	120,719	18,006	14.9	118,368	15,780	13.3	119,218	16,267	13.6	122,020	19,106	15.7
(1) 周辺環境整備	77,217	10,367	13.4	77,494	11,729	15.1	78,732	10,784	13.7	81,631	11,517	14.1	84,390	13,992	16.6
(2) 障害防止事業	13,203	1,684	12.8	13,038	1,972	15.1	12,252	1,908	15.6	11,996	1,541	12.8	9,886	1,671	16.9
(3) 騒音防止事業	10,574	2,562	24.2	10,434	3,205	30.7	10,552	2,874	27.2	10,764	3,963	36.8	10,908	3,163	29.0
(4) 民生安定助成事業	19,837	2,443	12.3	21,134	1,936	9.2	23,049	1,889	8.2	25,357	2,233	8.8	28,465	5,070	17.8
(5) 道路改修事業	6,790	457	6.7	6,945	1,058	15.2	7,033	359	5.1	6,465	299	4.6	6,274	643	10.2
(6) 周辺整備統合事業	1,080	173	16.1	1,213	343	28.3	1,499	510	34.0	1,343	162	12.1	504	0	0.0
(7) 周辺整備調整交付金	19,504	2,926	15.0	19,504	2,926	15.0	19,504	2,926	15.0	21,222	3,182	15.0	23,818	3,271	13.7
(8) 移転措置事業	5,403	64	1.2	4,376	232	5.3	3,993	262	6.6	3,760	84	2.2	3,690	119	3.2
(9) 緑地整備事業	773	35	4.5	796	33	4.1	797	32	4.1	675	29	4.2	795	30	3.8
(10) 施設周辺の補償	53	23	43.0	54	25	46.4	52	24	46.7	49	23	46.9	49	24	49.2
(11) 住宅防音	42,793	6,166	14.4	43,225	6,276	14.5	39,636	4,996	12.6	37,586	4,750	12.6	37,630	5,114	13.6
2. 補償経費等	132,136	98,953	74.9	133,047	100,301	75.4	133,555	100,351	75.1	135,892	102,838	75.7	135,898	102,790	75.6
(1) 施設の借料	124,722	96,567	77.4	126,552	97,998	77.4	126,715	98,602	77.8	128,588	100,515	78.2	128,799	100,611	78.1
(2) 漁業補償	3,414	866	25.4	3,578	929	26.0	3,400	957	28.2	3,573	966	27.0	3,804	1,055	27.7
(3) その他の補償等	4,001	1,521	38.0	2,917	1,374	47.1	3,441	793	23.0	3,730	1,357	36.4	3,295	1,123	34.1
3. 提供施設の整備	20,901	4,298	20.6	21,261	4,383	20.6	22,096	5,072	23.0	20,600	5,901	28.6	20,600	7,939	38.5
4. 提供施設の移設	664	136	20.6	1,069	43	4.1	701	76	10.8	3,802	1,900	50.0	418	0	0.0
5. 基地従業員対策	23,995	7,587	31.6	24,919	8,066	32.4	141,333	45,374	32.1	25,132	8,080	32.1	25,459	8,207	32.2
(1) 離職者対策	75	11	14.3	89	18	20.2	95	21	21.9	4	1	19.5	0	0	0.0
(2) 福祉対策	20,644	6,747	32.7	20,499	6,766	33.0	20,930	6,861	32.8	21,671	7,054	32.5	22,608	7,334	32.4
(3) 従業員対策	3,275	829	25.3	4,331	1,282	29.6	120,307	38,493	32.0	3,458	1,025	29.6	2,851	873	30.6
6. 特別協定による負担	139,801	36,940	26.4	137,356	35,650	26.0	141,639	37,366	26.4	144,996	38,572	26.6	147,312	39,194	26.6
(1) 給与費	114,426	36,940	32.3	111,933	35,650	31.8	116,433	37,366	32.1	119,391	38,572	32.3	121,851	39,194	32.2
(2) 光熱水料等	24,942	※	※	24,942	※	※	24,913	※	※	24,913	※	※	24,664	※	※
(3) 訓練移転費	433	※	※	481	※	※	294	※	※	692	※	※	797	※	※
7. その他	3,188	※	※	3,336	※	※	4,388	※	※	3,136	※	※	3,061	※	※
(1) 労務管理関係	46	※	※	46	※	※	58	※	※	44	※	※	46	※	※
(2) 独立行政法人	3,142	※	※	3,290	※	※	4,330	※	※	3,092	※	※	3,015	※	※
合計	440,695	164,448	37.3	441,707	166,449	37.7	562,079	204,018	36.3	452,776	173,557	38.3	454,767	177,236	39.0

注4:「※」は、沖縄分(沖縄関係経費)に区分されていない経費である。

注5:SACO関係経費、再編関係経費は除く。

注1:沖縄防衛局の資料による。

注2:「比率」は、全国に占める沖縄分の割合である。

注3:計数は四捨五入によるため、符合しないことがある。

## 第2節 基地と経済

沖縄における「基地」の地域経済に与える影響については、復帰前はもとより、復帰後も強い関心を持たれるとともに、返還跡地の有効利用を推進する視点から、その実状の把握が要望されている。

しかし、基地と経済に関して、定義の問題や米軍基地という性質上統計資料の入手が困難なこともあって、数量的に把握しにくい面があるのが実状である。

そのような中で、従前からの手法や各種資料等による、県民経済計算に占める軍関係受取、市町村財政における基地関係収入、基地に関わる各経済部門の状況は次のとおりである。

### 1 県民経済計算における軍関係受取

県民経済計算においては、「軍用地料」、「軍雇用者所得」及び「米軍等への財・サービスの提供」等を軍関係受取として位置づけている。

県民経済計算における軍関係受取額は、軍用地の年間賃借料や軍雇用員の給与水準が上昇したこと等により、昭和47年度の777億円から平成27年度には、2,305億円と3.0倍になった。

しかしながら、観光リゾート産業をはじめ各種産業の振興により、県民総所得が8.7倍に伸びたため、県民総所得に占める軍関係受取の割合は、復帰時（昭和47年度）の15.5パーセントから、平成27年度は5.3パーセントと大幅に低下しており、軍関係受取が県経済へ与える影響は限定的なものとなった。

なお、軍関係受取の個別の推移は以下のとおりである。

#### (1) 軍用地料

日本本土にある米軍基地のほとんどが国有地（87.4パーセント）であるのに対し、沖縄県では国有地は23.4パーセントに過ぎず、市町村有地（35.8パーセント）、民有地（39.5パーセント）が多い。また、国は、市町村を含む地主と私法上の賃貸借契約を締結して米軍（及び自衛隊）に土地を提供しており、地主には土地の賃借料としての軍用地料が支払われる。

現在、50,920名（平成29年3月末現在、米軍及び自衛隊基地それぞれの地主数の合計）の軍用地主が軍用地料を受け取っている（なお、契約拒否地主（国との米軍用地賃貸借契約を拒否している地主）4,156名は含まない）。

軍用地料については、地価の上昇を背景に増加しており、平成28年度は総額988億円（米軍基地858億円、自衛隊基地129億円）計上されている。〔参考：昭和47年度軍用地料総額は126億円（米軍基地123億円、自衛隊基地3億円）〕

多額の軍用地料が措置される背景には、人口・産業が集中する中・南部圏における基地については、軍用地料が宅地並の評価を受けているということも要因の1つとして考えられている。

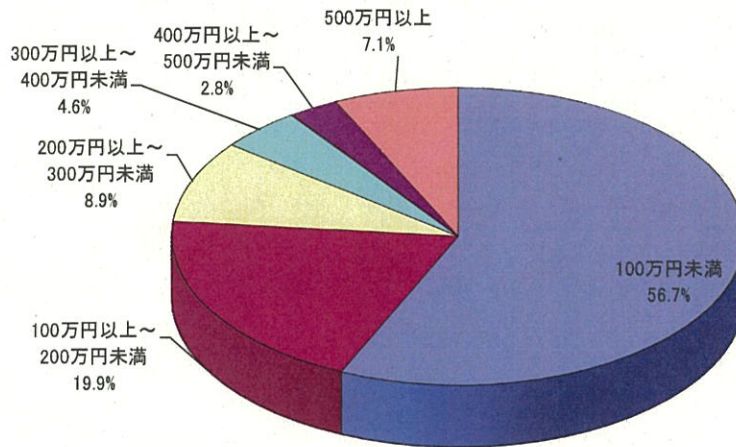
軍用地料は、軍関係受取の中で最大の割合を占めており、この収入が県経済へどのように影響を与えているのかは各方面から大きな関心を持たれているところである。

なお、沖縄防衛局の資料によれば、平成28年度における軍用地料の支払額別所有者数（自衛隊分も含む）は下表のとおりとなっている。

平成28年度における軍用地料の支払額別所有者数（自衛隊分も含む）

金額	割合（%）	所有者数（人）
100万円未満	56.7	28,885
100万円以上～200万円未満	19.9	10,128
200万円以上～300万円未満	8.9	4,521
300万円以上～400万円未満	4.6	2,356
400万円以上～500万円未満	2.8	1,445
500万円以上	7.1	3,591
合計	100.0	50,926

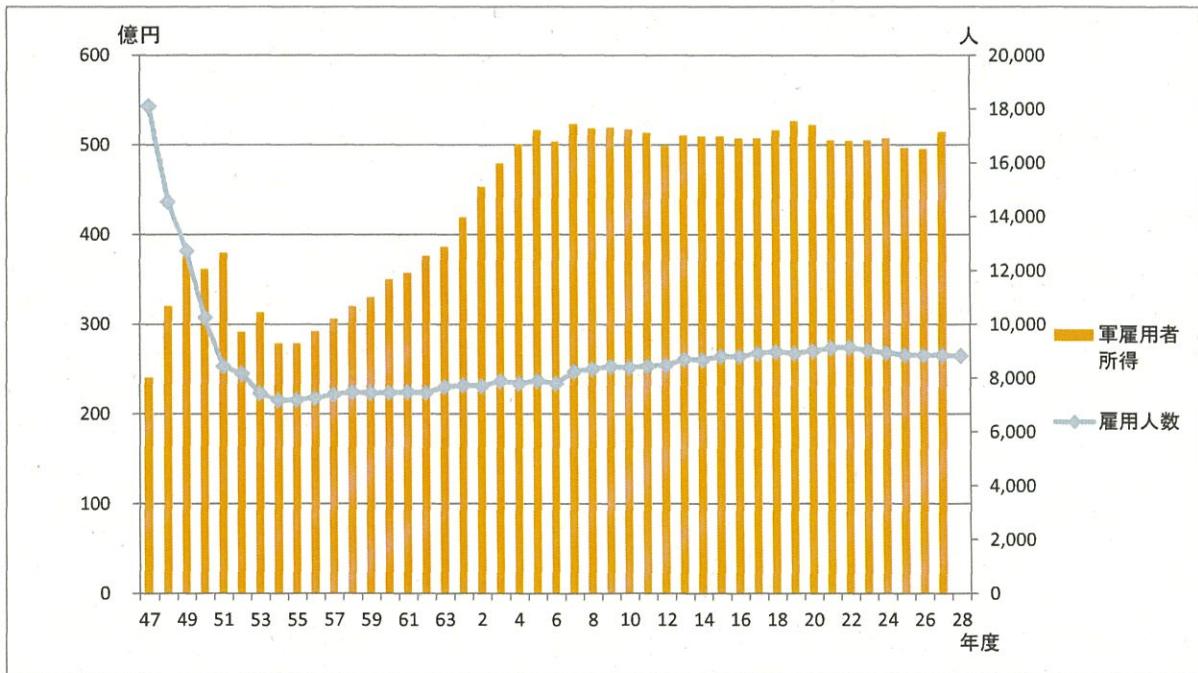
平成28年度における軍用地料の支払額別所有者数（自衛隊分も含む）



(2) 軍雇用者所得

軍雇用者所得は、昭和55年度以前は上下動がみられるものの、昭和56年度以降平成5年度まで、右肩上がり伸び続けていたが、それ以降は、ほぼ横ばいの状態となっている。

軍雇用者所得と雇用人数の推移



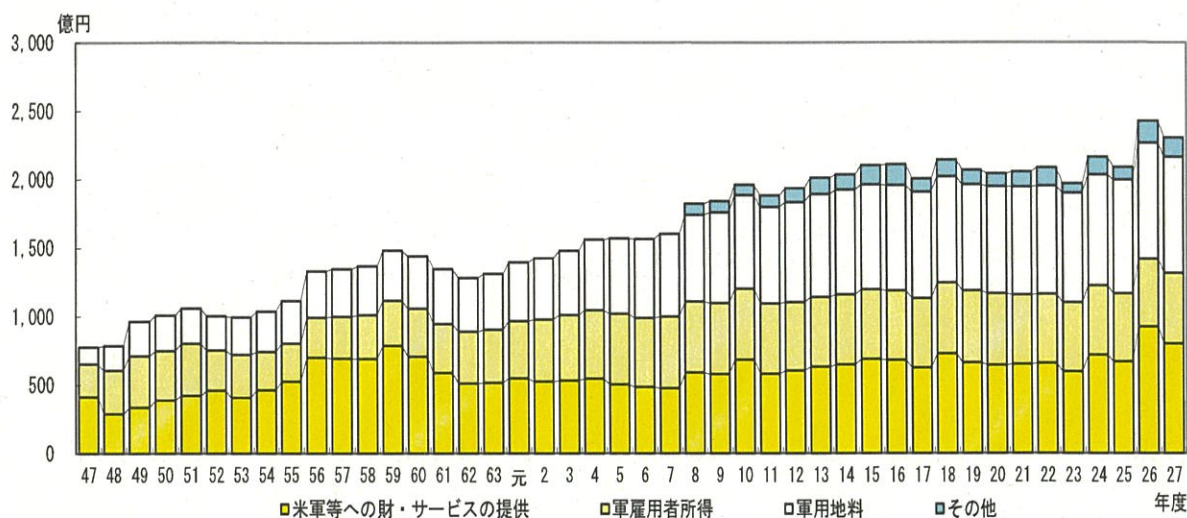


(3) 軍人・軍属消費支出

軍人・軍属の消費支出（米軍等への財・サービスの提供）については、昭和59年度頃までは増加傾向、昭和60年度頃からは減少傾向であった。平成8年度頃からは、概ね500～700億円で推移していたが、平成26年度は925億円、平成27年度は801億円となっている。

以上のことから、県民経済計算のうち、軍関係受取の推移を軍用地料（自衛隊関係を除く）、軍雇用者所得、軍人・軍属消費支出からみると、以下のグラフのとおりとなる。なお、グラフ中の「その他」は、米軍基地内での建設工事、テナント業者の営業活動で得た雇用者の報酬、企業の利益のことであり、平成17年度県民経済計算から米軍基地からの要素所得の1つとして軍関係受取に算入されており、平成8年度まで遡及推計されている。

軍関係受取の推移



年度	軍関係受取				合計
	米軍等への財・サービスの提供	軍雇用者所得	軍用地料	その他	
昭和47年	414	240	123	※	777
昭和48年	288	320	177	※	785
昭和49年	335	376	255	※	966
昭和50年	389	361	260	※	1,010
昭和51年	423	379	259	※	1,061
昭和52年	462	291	252	※	1,006
昭和53年	407	313	276	※	996
昭和54年	464	278	294	※	1,035
昭和55年	525	278	311	※	1,113
昭和56年	700	292	338	※	1,330
昭和57年	694	306	345	※	1,346
昭和58年	691	320	355	※	1,366
昭和59年	786	330	368	※	1,483
昭和60年	708	350	383	※	1,441
昭和61年	589	357	399	※	1,345
昭和62年	512	376	394	※	1,282
昭和63年	517	386	407	※	1,310
平成元年	548	419	427	※	1,394
平成2年	525	453	447	※	1,425
平成3年	532	479	470	※	1,481
平成4年	546	500	517	※	1,563
平成5年	505	516	551	※	1,573

単位：億円

年度	軍関係受取				合計
	米軍等への財・サービスの提供	軍雇用者所得	軍用地料	その他	
平成6年	487	503	577	※	1,567
平成7年	477	523	603	※	1,603
平成8年	592	518	630	82	1,822
平成9年	579	519	662	81	1,840
平成10年	685	517	682	78	1,962
平成11年	581	513	705	83	1,882
平成12年	606	499	728	102	1,934
平成13年	632	510	751	119	2,011
平成14年	650	509	765	112	2,035
平成15年	689	509	766	139	2,103
平成16年	681	507	770	151	2,109
平成17年	626	507	775	99	2,007
平成18年	729	516	777	121	2,143
平成19年	662	526	777	103	2,067
平成20年	644	522	784	93	2,042
平成21年	652	505	791	109	2,057
平成22年	658	504	793	132	2,087
平成23年	598	505	798	69	1,971
平成24年	719	507	811	126	2,163
平成25年	671	496	832	91	2,091
平成26年	925	495	845	162	2,428
平成27年	801	514	848	141	2,305

基地関係収入の推移

(単位: 億円、%)

年度	県民総所得 (旧県民総支出)		県外受取		軍関係受取				観光収入 D	農林水産業 純生産額 E	C/A (%)	D/A (%)	E/A (%)
	A		B		計 C	米軍基地からの要請所得							
	A		B			米軍等への 財・サービスの提供	軍用者 所得	軍用地料					
昭和47年	5,013	4,011	777	414	363	240	123	※	324	287	19.4	6.5	5.7
昭和48年	7,177	5,193	785	388	497	320	177	※	460	376	15.1	10.9	5.2
昭和49年	8,611	7,624	966	385	631	376	255	※	577	440	12.7	11.2	5.1
昭和50年	10,028	8,819	1,010	389	621	361	260	※	1,277	496	11.5	10.1	4.9
昭和51年	10,656	8,587	1,061	423	638	379	259	※	589	594	12.4	10.0	5.5
昭和52年	11,631	10,019	1,066	462	543	291	252	※	940	669	10.0	8.6	5.8
昭和53年	13,176	11,306	996	407	589	313	276	※	1,197	721	8.8	7.6	9.1
昭和54年	14,610	12,729	1,085	461	572	278	294	※	1,597	723	8.1	7.1	10.3
昭和55年	15,647	13,832	1,113	525	589	278	311	※	1,497	673	8.0	7.1	9.6
昭和56年	17,098	14,720	1,330	700	630	292	338	※	1,634	753	9.0	7.8	9.6
昭和57年	18,226	14,288	1,346	694	651	306	345	※	1,645	742	9.4	7.4	9.0
昭和58年	19,464	14,196	1,366	691	675	320	355	※	1,679	734	9.6	7.0	8.6
昭和59年	20,844	14,991	1,463	786	698	330	368	※	1,929	760	9.9	7.1	9.3
昭和60年	22,512	15,633	1,441	708	733	350	383	※	1,862	804	9.2	6.4	8.3
昭和61年	23,872	15,112	1,345	589	756	357	399	※	1,929	739	8.9	5.6	8.1
昭和62年	25,165	15,363	1,282	512	770	376	394	※	2,125	746	8.3	5.1	8.4
昭和63年	26,284	15,611	1,310	517	793	386	407	※	2,173	666	8.4	5.0	8.3
平成元年	28,168	16,830	1,394	548	846	419	427	※	2,478	811	8.3	4.9	8.8
平成2年	29,051	18,325	1,425	525	900	453	447	※	2,668	643	7.8	4.9	9.2
平成3年	30,606	19,285	1,481	532	949	479	470	※	2,836	594	7.7	4.8	9.3
平成4年	31,929	20,768	1,563	546	1,017	500	517	※	2,803	625	7.5	4.7	8.8
平成5年	33,134	21,485	1,573	505	1,067	516	551	※	2,772	603	7.3	4.7	8.4
平成6年	33,099	21,381	1,567	487	1,080	503	577	※	2,776	552	7.3	4.7	8.4
平成7年	33,843	21,939	1,603	477	1,126	523	603	※	2,959	522	7.3	4.7	8.7
平成8年	35,056	21,814	1,822	592	1,230	518	630	82	3,077	565	8.4	5.2	8.8
平成9年	35,700	22,607	1,840	579	1,261	519	662	81	3,434	592	8.1	5.2	9.6
平成10年	36,393	23,600	1,962	685	1,277	517	682	78	3,604	530	8.3	5.4	9.9
平成11年	36,659	24,552	1,882	581	1,301	513	705	83	3,664	556	7.7	5.1	10.5
平成12年	37,459	24,344	1,934	666	1,328	499	728	102	3,772	510	7.9	5.2	10.1
平成13年	37,729	22,880	2,011	632	1,380	510	751	119	3,420	500	8.8	5.3	9.1
平成14年	37,869	22,208	2,036	650	1,386	509	765	112	3,483	385	9.2	5.4	9.2
平成15年	38,312	22,150	2,103	689	1,414	509	766	139	3,773	486	9.5	5.5	9.8
平成16年	38,093	21,140	2,109	681	1,428	507	770	151	3,694	498	10.0	5.5	9.7
平成17年	38,515	20,892	2,087	626	1,381	507	775	99	4,057	523	9.6	5.2	10.5
平成18年	39,049	21,207	2,143	729	1,414	516	777	121	4,083	386	10.1	5.5	10.5
平成19年	39,046	21,283	2,067	662	1,405	526	777	103	4,259	390	9.7	5.3	11.0
平成20年	38,207	22,130	2,042	644	1,398	522	784	784	4,299	379	9.2	5.3	11.3
平成21年	38,451	22,251	2,087	652	1,405	505	791	109	3,778	383	9.2	5.3	9.8
平成22年	38,781	22,331	2,087	658	1,429	504	793	132	4,025	423	9.3	5.4	10.4
平成23年	39,561	22,557	1,971	598	1,373	505	798	69	3,763	309	8.7	5.0	9.6
平成24年	38,942	23,123	2,163	719	1,444	507	811	126	3,297	367	9.4	5.6	10.3
平成25年	40,656	24,330	2,091	671	1,420	496	832	91	4,479	341	8.6	5.1	11.0
平成26年	41,840	25,669	2,428	925	1,503	495	845	162	5,342	367	9.5	5.8	12.8
平成27年	43,644	24,960	2,305	801	1,503	514	848	141	6,022	316	9.2	5.3	13.8

注1: 出典は、沖縄県企画部統計課「県民経済計算」による。ただし、県外受取(B)及び軍関係受取(C)は「県民経済計算」付録の参考資料、観光収入は沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課「観光要覧」による。

注2: 昭和47年度から昭和49年度までの観光収入は、暦年の値である。

注3: 県外受取=経常取引+資本取引としている。資本取引には、民間部門の資本取引は含まれない。

注4: 軍用地料は、自衛隊関係を除く。

注5: 計は四捨五入によるため、符合しないことがある。

注6: 米軍基地からの要請所得のうち「その他」は、米軍基地内の建設工事、テナント業者の営業活動で得た雇用者の報酬、企業の利益のことであり、平成17年度県民経済計算から米軍基地からの要請所得の1つとして軍関係受取に算入されており、平成8年度まで別項推計されている。よって、平成7年度以前とは連続しない。

注7: 「県民経済計算」は毎年度度別改訂される統計である(現在は平成13年度以降改訂)。







単位：百万円

施設名	昭和47年度	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6
泡瀬通船施設	275	386	561	572	330	152	169	179	195	207	222	207	218	229	240	252	266	287	307	325	357	386	406
西原陸軍補助施設	7	10	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ホワイチ・ビーチ地区	70	123	221	230	231	209	350	293	319	339	377	409	433	454	476	496	518	543	573	609	665	711	742
久瀬倉庫地区	9	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
久瀬小学校地区	13	25	36	35	36	36	43	44	47	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
普天間飛行場	919	1,347	1,907	1,909	1,908	1,864	2,056	2,142	2,266	2,480	2,707	2,804	2,901	3,011	3,142	3,269	3,415	3,564	3,721	3,897	4,225	4,464	4,689
キャノン・マシ	75	107	139	122	0	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
キャノン	32	45	46	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
牧港倉庫	3	4	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
牧港サービス事務所	7	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
牧港補給地区	659	937	1,306	1,302	1,292	1,292	1,421	1,492	1,623	1,766	1,902	1,926	1,978	2,077	2,166	2,254	2,354	2,455	2,570	2,670	2,913	3,094	3,230
牧港補給地区補助施設	8	9	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
牧港補給地区事務所	12	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
牧港補給地区倉庫	16	18	18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
牧港補給地区事務所	77	93	106	106	106	106	106	107	108	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109
牧港補給地区事務所	838	1,151	1,585	1,583	1,575	1,391	1,512	1,643	1,758	1,904	2,006	2,099	2,167	2,251	2,334	2,423	2,512	2,601	2,690	2,779	2,868	2,957	3,046
那覇朝倉	7	8	8	8	8	8	8	8	7	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
那覇朝倉クラブ	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
那覇朝倉クラブ	445	615	842	840	840	840	932	970	1,061	1,080	1,269	1,130	1,160	1,192	1,152	1,075	1,110	1,154	1,193	1,239	1,304	1,394	1,451
那覇朝倉クラブ補助施設	792	1,136	1,969	1,975	1,919	1,792	1,941	2,030	1,505	1,629	88	40	35	35	22	—	—	—	—	—	—	—	—
那覇朝倉クラブ	24	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
那覇朝倉クラブ	3	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
那覇朝倉クラブ	7	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
那覇朝倉クラブ	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
那覇朝倉クラブ	2	3	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
那覇朝倉クラブ	52	69	69	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
那覇朝倉クラブ	3	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
那覇朝倉クラブ	3	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
那覇朝倉クラブ	5	4	3	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
那覇朝倉クラブ	27	44	58	72	80	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
那覇朝倉クラブ	111	239	339	340	351	362	417	436	472	557	553	593	602	585	600	626	656	686	710	722	789	855	895
那覇朝倉クラブ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
那覇朝倉クラブ	2	2	3	4	5	5	5	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
那覇朝倉クラブ	3	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
那覇朝倉クラブ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那覇朝倉クラブ	0	1	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那覇朝倉クラブ	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
那覇朝倉クラブ	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
那覇朝倉クラブ	—	40	42	42	42	42	46	80	169	215	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
那覇朝倉クラブ	30	43	75	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
那覇朝倉クラブ	64	76	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85
合計	12,315	17,715	25,538	25,951	25,912	25,245	27,617	29,368	31,116	33,773	34,507	35,468	36,772	38,314	39,932	39,402	40,671	42,650	44,726	47,031	51,630	55,140	57,707

注1：沖縄防衛局の資料による。  
 注2：施設全体が国有地であるもの（龍野サーピス・センター、那覇島訓練場、赤尾島射撃場、宮古島ホルクック施設）を除く。  
 注3：米軍が日米地位協定第2条4項(b)により共同使用する自衛隊施設の賃借料を除く（那覇島訓練場については、昭和4年度以降、空襲としてある）。

注4：那覇朝倉地区の賃借料には、コサ基地補償の賃借料（昭和48年度～昭和54年度）を含む。  
 注5：「※」は、支出対象者（ただし、平成18年度からは民有地に係る支出対象者）が1人又は少数の施設であり、金額が公表されていないものである。  
 注6：「0」は数字単位に満たないもの、「—」は事実がないものである。

第5章 基地周辺対策と経済

単位：百万円

施設名	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
池瀬通 信 施 設	430	456	496	518	552	577	596	608	614	619	623	626	630	635	642	649	656	658	689	699	707	716
西原陸軍補助施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホワイチ・ビーチ地区	774	808	814	861	897	912	935	945	951	956	961	967	973	979	986	992	1,002	1,019	1,043	1,060	1,089	1,106
池瀬倉庫地区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
久場崎学校地区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菅天間飛行場	4,895	5,113	5,354	5,525	5,793	6,002	6,183	6,319	6,380	6,417	6,464	6,522	6,561	6,647	6,723	6,793	6,869	6,953	7,176	7,274	7,369	7,448
キヤンブ・ヤンブ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キヤンブ・ヤンブ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
牧池サード事務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
牧池サード事務所	3,372	3,529	3,697	3,839	4,043	4,208	4,333	4,415	4,466	4,503	4,539	4,590	4,586	4,615	4,645	4,679	4,729	4,809	4,964	5,028	5,088	5,151
牧港補給地区補助施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
牧港調達事務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
牧港倉庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浦工兵隊事務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
工兵隊事務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
牧港住宅倉庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
那覇郵便局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八重野郵便局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
那覇郵便局・海軍補助施設	1,512	1,578	1,652	1,698	1,748	1,773	1,809	1,902	1,955	1,961	1,968	1,981	1,993	2,008	2,017	2,030	2,045	2,081	2,062	2,074	2,090	2,105
那覇空軍・海軍補助施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
那覇サード	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
那覇サード	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
知念第一サード	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
知念第二サード	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新里通	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
知念補給地区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
知念航空通	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
与座航空通	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
与座航空通	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
与座航空通	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南島射撃場	942	980	1,028	1,058	1,100	1,137	1,171	1,191	1,189	1,195	1,206	1,228	1,238	1,247	1,259	1,271	1,283	1,304	1,370	1,403	1,425	1,449
南島射撃場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
出島射撃場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
出島射撃場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
久米島航空通	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
久米島航空通	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
久米島射撃場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浮城射撃場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浮城射撃場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮古島航空通	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮古島射撃場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
沖大東射撃場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
那覇海軍航空通	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
那覇海軍航空通	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
伊波城観光ホテル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	60,317	63,043	66,210	68,245	70,484	72,811	75,064	76,451	76,568	76,991	77,542	77,670	77,692	78,375	79,090	79,295	79,849	81,125	83,240	84,514	84,796	85,843

注1：沖縄防衛局の資料による。  
 注2：施設全体が国有地であるもの（那覇サーピス・センター、海軍島訓練場、赤良島の射撃場、宮古島の射撃場、宮古島の射撃場）を除く。  
 注3：米軍が日本地位付法第2条4項（b）により共同使用する自衛隊施設の賃借料は除く（沖縄島訓練場については、昭和54年度以降、空欄としてある）。  
 注4：那覇海軍基地地区の賃借料には、コサ基地補償の賃借料（昭和64年度～昭和65年度）を含む。  
 注5：「※」は、支出対象者（ただし、平成18年度からは民有地に係る支出対象者）が1人又は少数の施設であり、金額が公表されていないものである。  
 合計欄にはこれらの金額を含む。  
 注6：「0」は表示単位に満たないもの、「-」は事実がないものである。

米軍基地の年度別賃借料推移



第5章 基地周辺対策と経済

(単位: 億円、人)

軍雇用者所得と駐留軍従業員数の推移

年度	軍雇用者所得		駐留軍従業員数										合計	
	陸軍	海軍	陸軍	海軍	空軍	海兵隊	計	陸軍	海軍	空軍	海兵隊	計	AAFES (OWEX)	AAFES (OWEX)
昭和47	240	407	635	129	527	496	1,619	1,748	536	2,409	1,806	3,406	1,619	1,619
48	320	394	254	94	4	336	1,284	9,347	488	1,848	1,576	1,972	1,284	1,284
49	376	384	162	83	286	216	1,428	7,870	467	2,135	1,428	1,582	1,428	835
50	361	268	105	56	255	216	812	5,637	324	2,072	1,420	1,444	812	10,265
51	379	398	28	47	238	267	793	2,815	445	2,590	1,804	1,373	793	8,447
52	291	391	26	3	231	275	806	2,450	394	2,592	1,933	1,341	806	8,175
53	313	390	—	5	202	284	789	1,140	392	2,772	2,351	1,283	789	7,444
54	278	390	—	5	202	327	804	908	395	2,686	2,384	1,338	804	7,177
55	278	389	—	5	201	345	838	1,389	394	2,677	2,416	1,389	838	7,196
56	292	390	—	7	204	400	912	861	397	2,648	2,461	1,523	912	7,279
57	306	382	—	6	239	438	988	834	388	2,675	2,515	1,712	988	7,400
58	320	368	—	5	339	454	1,033	809	373	2,769	2,504	1,831	1,033	7,488
59	330	371	—	6	337	452	1,064	802	465	2,709	2,474	1,859	1,064	7,487
60	350	353	—	7	348	465	1,151	796	360	2,709	2,451	1,971	1,151	7,467
61	357	370	—	95	356	448	1,118	767	465	2,686	2,459	1,118	1,118	7,495
62	376	369	2	101	366	435	1,109	710	470	2,767	2,413	1,109	1,109	7,469
63	386	368	1	125	420	464	1,210	712	467	2,847	2,483	1,210	1,210	7,689
平成元	419	376	1	150	475	522	1,234	704	501	2,800	2,507	1,234	1,234	7,746
2	453	367	1	113	563	572	1,230	785	517	2,786	2,481	1,230	1,230	7,717
3	479	400	1	122	595	558	1,239	716	491	2,809	2,558	1,239	1,239	7,813
4	500	369	5	123	570	554	1,296	743	501	2,793	2,574	1,296	1,296	7,907
5	516	378	12	123	540	535	1,299	743	493	2,723	2,548	1,299	1,299	7,806
6	503	372	8	121	540	535	1,299	743	511	2,938	2,614	1,432	1,432	8,258
7	523	387	11	122	517	520	1,440	772	520	3,011	2,606	1,440	1,440	8,349
8	518	398	14	122	547	504	1,487	775	518	3,056	2,607	1,487	1,487	8,443
9	519	396	14	115	556	504	1,477	770	530	3,026	2,597	1,477	1,477	8,400
10	517	415	18	147	572	530	1,485	782	553	3,014	2,616	1,485	1,485	8,450
11	513	406	18	135	571	513	1,569	770	542	2,978	2,632	1,569	1,569	8,491
12	499	411	21	135	582	530	1,491	764	546	2,974	2,928	1,491	1,491	8,703
13	510	437	23	132	607	486	1,480	761	545	2,970	2,922	1,480	1,480	8,678
14	509	413	25	138	618	498	1,507	775	549	3,009	2,973	1,507	1,507	8,813
15	508	445	25	138	596	502	1,489	778	548	3,015	2,983	1,489	1,489	8,813
16	507	410	25	141	587	493	1,657	774	552	3,001	3,003	1,657	1,657	8,987
17	507	403	25	141	587	493	1,657	774	552	3,001	3,003	1,657	1,657	8,987
18	516	411	27	143	587	504	1,578	782	555	2,996	3,017	1,578	1,578	8,928
19	526	412	26	151	578	495	1,625	790	591	2,977	3,031	1,625	1,625	9,014
20	522	440	28	158	583	501	1,690	804	608	2,990	3,043	1,690	1,690	9,135
21	505	450	11	144	589	480	1,731	801	603	2,991	3,021	1,731	1,731	9,147
22	504	459	12	149	579	486	1,637	800	611	2,976	3,014	1,637	1,637	9,038
23	505	462	12	142	568	479	1,546	807	598	2,963	3,028	1,546	1,546	8,942
24	507	456	16	143	571	477	1,500	818	586	2,949	3,015	1,500	1,500	8,868
25	496	443	16	143	572	472	1,422	835	595	2,950	3,042	1,422	1,422	8,844
26	495	449	18	165	571	469	1,369	839	598	2,995	3,056	1,369	1,369	8,857
27	514	433	17	149	562	426	1,347	850	577	2,988	3,063	1,347	1,347	8,825
28	..	428	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..

注1: 軍雇用者所得は、沖縄県企画部統計課の資料、平成14年及び平成15年は独立行政法人駐留軍等労働者労働管理機構の資料、平成16年以降は沖縄防衛局の資料による。(各年とも3月末現在、ただし、昭和47年は5月末現在)

注2: 平成13年までは沖縄防衛局の資料、平成14年以降は沖縄防衛局の資料による。

注3: 「-」は事実のないものである。

注4: AAFES(The Army & Air Force Exchange Service: エイ・エフ・エクスチェンジ)とは、米陸・空軍エクスチェンジのことで、軍人・軍属及びその家族に様々な商品・サービスを提供するために米陸・空軍で作られた機関。OWEXとは、米本土にあるAAFESの沖縄地区営業本部のこと。米軍キャンプ燐電算(キャンピング・スター地区)内にある。



## 2 市町村財政における基地関係収入

### (1) 基地関係収入

軍関係受取の県民総支出に占める割合については、県経済全体の立場からとらえたものであったが、地域により基地の及ぼす影響は異なるので、視点を換え、市町村財政における基地関係収入をみることにする。

基地を抱える県下の市町村は、基地に関連した収入を得ており、これらの収入（以下、「基地関係収入」と称する）は、当該市町村財政に深く組み込まれ、構造的なものとなっている。

基地関係収入には次のようなものがある。

ア 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」（いわゆる「基地周辺整備法」）に基づくもの（防衛省所管）

- (ア) 防音工事等への各種助成事業
- (イ) 特定防衛施設周辺整備調整交付金（SACO交付金含む）

イ 基地交付金（総務省所管）

- (ア) 助成交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律）
- (イ) 調整交付金（施設等所在市町村調整交付金要綱）

ウ 市町村が軍用地主としての立場から受け取る地代等（市町村歳入の財産運用収入に計上）

エ その他の補助金等

- (ア) 返還道路整備事業補助金
- (イ) 防音事業関連維持費補助金
- (ウ) 施設区域取得事務委託金
- (エ) 再編交付金
- (オ) 再編推進事業補助金
- (カ) 残地補償金
- (キ) 防衛施設周辺補償事業補助金交付要領による補償事業
- (ク) 防衛省関連文化財発掘事業 等

### (2) 市町村の基地関係収入の現状

平成28年度における県内41市町村全体の歳入総額は約7,776億円で、このうち基地関係収入が約278億円あり、全体の3.6パーセントを占めている。

基地所在市町村26団体<sup>1)</sup>の歳入総額に占める基地関係収入の割合は、4.1パーセントとなっている。

歳入総額（億円）				割合（％）	
41市町村 A	基地所在 26市町村 B	基地関係 収入 C	うち基地所在 市町村分 D	C/A	D/B
7,776	6,653	278	276	3.6	4.1

なお、基地関係収入が歳入総額の5パーセント以上を占める市町村は13団体あり、うち20パーセント以上を占める市町村は、宜野座村、恩納村、金武町及び嘉手納町の4団体となっている。この数値は、いわば財政の基地依存度を示すものといえる。

割合	団体数	団体名
20%以上	4	宜野座村、恩納村、金武町、嘉手納町
10～20%	0	—
5～10%	9	宜野湾市、名護市、沖縄市、国頭村、伊江村、読谷村、北谷町、北中城村、渡名喜村
0～5%未満	14	那覇市、石垣市、浦添市、糸満市、うるま市、宮古島市、南城市、東村、本部町、中城村 <sup>*2</sup> 、西原町 <sup>*2</sup> 、久米島町、八重瀬町、与那国町
収入なし	14	上記以外の市町村

\*1: 基地所在市町村のうち、北大東村は基地関係収入がない。

\*2: 中城村、西原町は、基地所在市町村ではないが、基地収入がある。

また、金額ベースでみると、基地関係収入1億円未満が8団体、1億から10億円未満が8団体、10億円以上が11団体となっている。

区分	団体数	団体名
20億円以上	6	名護市、沖縄市、恩納村、宜野座村、金武町、嘉手納町
15～20億円	3	宜野湾市、うるま市、北谷町
10～15億円	2	浦添市、読谷村
5～10億円	3	那覇市、伊江村、北中城村
1～5億円	5	国頭村、東村、西原町、渡名喜村、久米島町
1億円未満	8	石垣市、糸満市、宮古島市、南城市、本部町、中城村、八重瀬町、与那国町
収入なし	14	上記以外の市町村

基地関係収入の種類別内訳をみると、基地交付金・調整交付金が71億円、基地関係の財産運用収入（軍用地料等）が112億円、防衛施設周辺整備補助金・委託金が74億円となっている。

単位：億円

基地交付金・調整交付金	基地関係の財産運用収入	防衛施設周辺整備補助金・委託金	その他の補助・委託金	合計
71	112	74	20	278

### （3）基地関係収入と市町村財政への影響

平成28年度市町村決算において、歳入総額に占める基地関係収入の割合を見ると、宜野座村の35.2パーセントを筆頭に、恩納村の30.1パーセント、金武町27.5パーセント、嘉手納町21.9パーセント、以下、伊江村、北谷町、読谷村等の順に続いている。

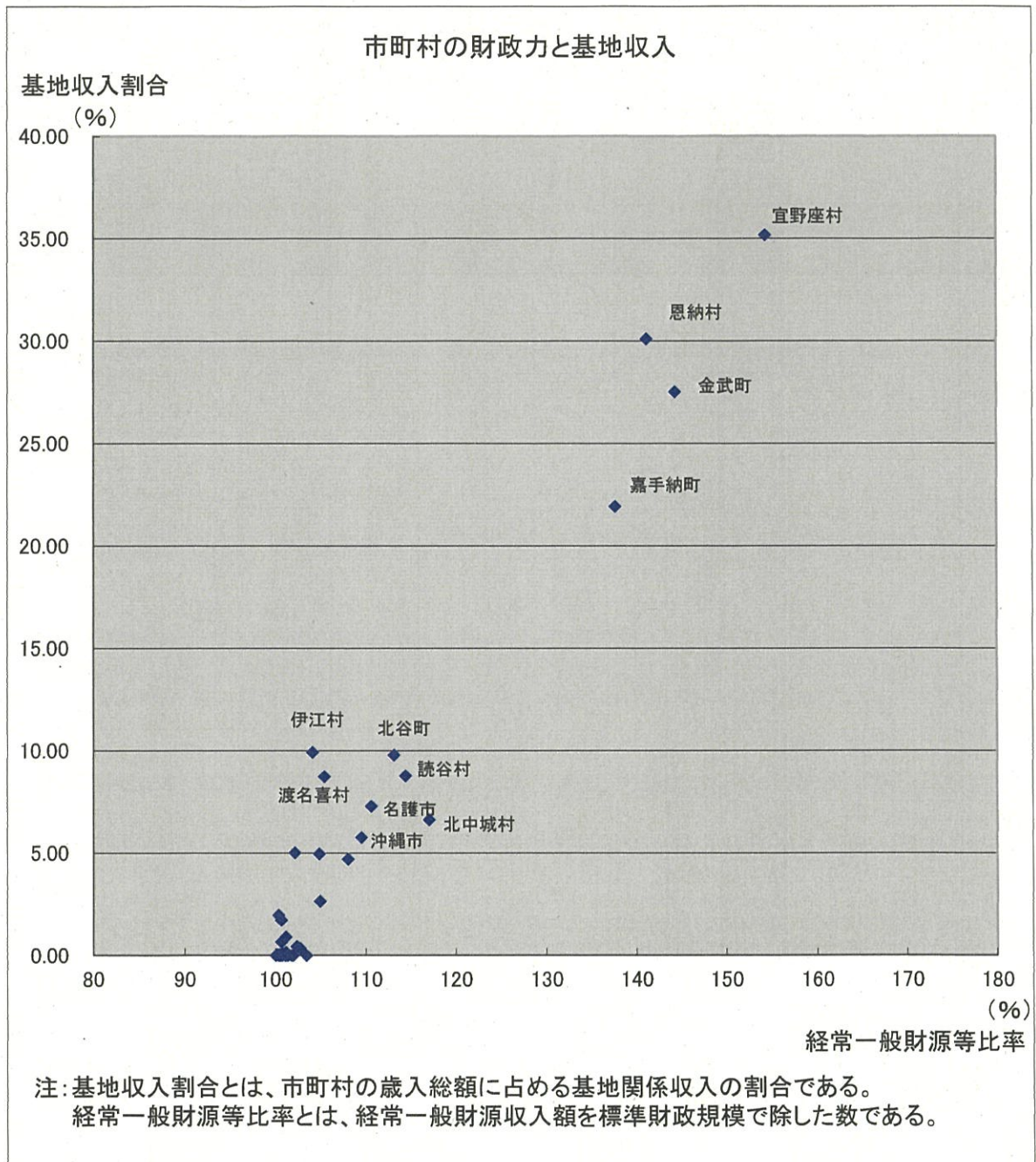
これらの市町村の平成28年度における経常一般財源等比率をみると、宜野座村154.5パーセント、恩納村141.3パーセント、金武町144.5パーセント、嘉手納町137.8パーセントとなっており、上位はすべて基地所在市町村が占めている。

経常一般財源等比率は、経常一般収入額を標準財政規模で除した数値で、一般財源について標準的に期待される額と現実の収入額の割合を示し、平成28年度の市町村平均は105.4パーセントとなっている。

また、経常収支比率は、経常的な一般財源が義務的性格の強い経常費にどの程度充当されているかという指標で、財政のエンゲル係数といわれ、率の低いほど好ましいものであるが、平成28年度の市町村の平均が86.7パーセントのところ、嘉手納町72.3パーセント、伊江村78.1パーセント、恩納村80.4パーセント、北谷町81.1パーセントとなっている。

このように、一般的に、基地所在市町村は、基地のない市町村に比べ、財源が豊かで財政構造も弾力的な構造となっている。

逆にいえば、もし、これらの基地関係収入が大幅に減少またはゼロになった場合には、財政に大きな打撃を被ることとなる。ゆえに、基地依存の財政体質からの脱却は、基地所在市町村にとって大きな課題の1つであると言える。



市の 財政 基礎 周辺 対策 への 影響

市町村 基地 関係 採入 (平成 28 年度 基地 に関連 する 採入)

区分	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 工事の補助(第 3 条)(第 4 条)(第 5 条)(第 8 条)金(第 9 条)										基地 交 付 金		その他 N	合計 O	採入 割合 (%)	採入 割合 (%)	採入 金額 (千円)		
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L						M	P+I+J+K L+M+N
①	1	0	0	0	0	70,600	0	232,895	58,993	289,688	0	0	0	0	0	0	518,686	0.3	150,197,516
○	2	21,200	0	397,414	301,341	720,015	0	158,377	452,715	611,152	0	0	0	0	0	0	1,981,894	5.0	39,894,954
○	3	0	0	0	0	0	0	300	0	300	0	0	0	0	0	0	300	0.0	27,650,192
○	4	182,130	0	47,419	77,519	307,058	0	179,407	297,570	477,377	0	0	0	0	0	0	1,692,178	2.0	55,090,829
○	5	437,824	0	0	69,893	523,717	0	103,145	108,995	250,050	0	0	0	0	0	0	2,895,921	7.3	39,608,192
□	6	0	0	0	0	15,159	0	0	0	15,159	0	0	0	0	0	0	15,158	0.1	28,480,543
□	7	88,599	0	425,372	538,292	1,052,229	0	474,407	898,457	1,369,884	0	0	0	0	0	0	3,818,284	5.8	87,949,730
○	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	25,788,858
○	9	81,303	0	218,246	184,788	484,337	0	137,559	459,688	592,597	0	0	0	0	0	0	1,529,994	2.8	57,709,730
□	10	0	0	0	0	0	0	21,971	0	21,971	0	0	0	0	0	0	21,971	0.1	41,554,684
□	11	0	0	0	0	0	0	14,100	0	14,100	0	0	0	0	0	0	14,100	0.1	25,902,607
○	12	0	0	159,021	401,931	199,214	0	41,953	34,350	76,303	0	0	0	0	0	0	321,011	5.0	8,395,000
○	13	0	0	0	0	0	0	68,608	46,442	115,050	0	0	0	0	0	0	181,413	4.7	3,850,267
○	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	6,575,192
○	15	0	0	0	0	0	0	300	12,785	13,085	0	0	0	0	0	0	13,085	0.2	8,046,715
○	16	0	0	0	0	117,848	0	40,842	20,817	81,459	0	0	0	0	0	0	2,737,774	30.1	9,096,877
○	17	779,837	0	58,464	141,893	200,157	0	59,266	59,699	112,965	0	0	0	0	0	0	1,987,093	35.2	7,955,896
○	18	0	0	0	0	150,900	0	253,427	260,439	513,866	0	0	0	0	0	0	2,799,984	27.5	10,178,885
○	19	0	0	0	0	181,029	0	488,142	28,924	75,915	0	0	0	0	0	0	587,884	9.9	16,939,401
○	20	36,089	0	225,108	239,289	500,441	0	89,098	241,909	331,007	0	0	0	0	0	0	1,485,806	8.8	17,877,529
○	21	0	0	0	0	507,858	0	732,476	732,476	1,062,892	0	0	0	0	0	0	2,897,498	21.9	9,563,791
○	22	78,126	0	0	0	0	0	276,428	538,548	733,512	0	0	0	0	0	0	1,748,727	9.8	17,877,529
○	23	119,287	0	0	0	639,000	0	254,964	538,548	733,512	0	0	0	0	0	0	3,955,253	8.8	8,978,473
○	24	32,833	0	131,901	55,749	220,283	0	86,014	245,932	331,946	0	0	0	0	0	0	47,027	0.7	7,106,078
○	25	0	0	0	0	35,308	0	0	0	35,308	0	0	0	0	0	0	193,977	0.6	14,313,568
○	26	115,743	0	0	0	116,743	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	193,977	0.6	14,313,568
○	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	7,279,023
○	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	16,486,479
○	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	2,298,868
○	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	1,819,024
○	31	0	0	0	0	80,271	0	0	7,160	7,160	0	0	0	0	0	0	102,398	8.7	1,171,409
○	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	4,391,285
○	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	2,997,547
○	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	3,580,881
○	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	3,022,914
○	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	7,947,449
○	37	0	0	32,422	62,102	84,524	0	22,689	309	22,998	0	0	0	0	0	0	196,849	1.2	13,989,926
□	38	0	0	0	0	0	0	9,170	0	9,170	0	0	0	0	0	0	12,471	0.1	6,339,424
○	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	6,797,723
○	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	3,416,733
□	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,012	0.4	593,956,538
計	計	791,086	0	1,588,451	1,255,423	3,137,960	0	1,377,229	2,339,238	3,673,467	171,253	2,969	3,869,293	579,987	327,361	11,984,578	2.1	219,259,707	
計	計	1,154,892	0	808,701	2,094,220	4,287,810	0	1,243,747	2,223,581	3,467,268	0	4,460	7,289,142	660,742	680,742	15,790,581	7.2	219,259,707	
計	計	1,945,778	0	1,997,152	3,555,643	7,465,373	0	2,590,976	4,563,759	7,140,735	171,253	7,360	11,237,435	1,233,706	988,103	22,755,157	3.8	777,614,245	

注 1 米軍基地または自衛隊施設が所在するものは、計25市町村となっている。  
 注 2 米軍基地または自衛隊施設が所在する市町村(9団体) ○米軍基地のみが所在する市町村(12団体)  
 □自衛隊基地のみが所在する市町村(5団体)  
 注 3 基地交入金と採入金総額(防衛施設)以外に市町村の交付金等が採入されている。  
 注 4 下の他は、陸自備置金、防衛施設整備費等防衛費交付金等(防衛費)による採入額である。  
 注 5 内閣府が公表している資料による。

## 〈 参考 〉米軍基地に関連した経済活動等の概要

巨大な米軍基地が存在することから、沖縄では基地に関連してさまざまな事業や経済活動が展開され、先に述べたように、その比重は低下しているものの、県経済に占める地位は依然として無視できないものがある。

以下の項目は、在沖米軍基地を中心にしてどのような経済活動や経済取引が行われているかの概要である。

### 1 土木建設工事

米軍基地に起因して、県内においては主に次のような土木建設工事の需要が発生している。

- (1) 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく事業により行われる工事
- (2) 「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」に基づく再編交付金により行われる工事
- (3) 在日米軍駐留経費（いわゆる「思いやり予算」）により行われる工事
- (4) 米側が直接発注する工事

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく事業により行われる工事は、自衛隊、米軍の行為又は防衛施設の設置、運用によって生ずる障害を防止または軽減されるよう施策を講じるために基地所在市町村等で実施される。工事には基地周辺住宅の防音工事や道路の整備、住宅移転に対する補償等がある。

「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」に基づく再編交付金は、再編を実施する前後の期間（原則10年間）において再編が実施される地元市町村の住民生活の利便性向上や産業の振興への寄与を目的として、米軍再編に伴い負担が増加する防衛施設が所在等する市町村のうちから、再編の円滑かつ確実な実施に資すると認められる場合に、防衛大臣が指定した市町村に交付される。再編交付金により行われる工事には、公民館、図書館、託児所の整備等がある。

日本政府が費用を負担する在日米軍駐留経費（いわゆる「思いやり予算」）により行われる工事には、隊舎、家族住宅、汚水処理施設の建設などがあり、近年の工事に係る予算額は横ばいである。

米側が直接発注する工事は、舗装工事、住居棟の改修等がある。

### 2 貸し住宅

米軍向け民間貸住宅は、基地外の民間住宅に住むことを希望する将校や下士官らの需要を見込んで建てられた住宅である。

また、防衛省によると、平成25年3月31日現在、在沖米軍の施設・区域外に居住している軍人、軍属、家族の総数は、16,435名となっている。

なお、貸住宅は、家主が米軍嘉手納飛行場内にある米軍住宅紹介検査事務所に登録し、米軍の審査を経て貸し出される仕組みになっている。

### 3 物品販売

#### (1) 特免業者

特免業者とは、入札等によりエクステンジサービス沖縄地域営業本部（OWEX）と契約し、米軍施設内で各種の営業活動を行っている業者であり、PX等で扱っていないような商品・サービスを提供している。

（財）沖縄駐留軍離職者対策センターが平成8年に行った調査によると、衣料製品販売、クリーニング業等、26業者が確認された。なお、エクステンジサービス沖縄地域営業部によると、平成25年（2013年）2月末日現在、理髪業、家具販売、クリーニング業等、58業者（うち外国人経営20業者）が営業活動を行っているとのことである。

米側との契約は競争入札で決まり、入札対象になるのはコミッション（テナント料）と経営能力である。コミッションの金額には大きな幅があり、売り上げの7パーセントから42.2パーセントに及ぶ。OWEXとは契約制で、契約年数は短期の1年以下と長期の2年～5年に分かれる。

## 〈 参考 〉OWEXの仕組み

OWEXは日米地位協定第15条で規定する諸機関の1つで、米国本土にあるAAFES（Army & Air-Force Exchange Service）という米陸軍・空軍で作られた組織の沖縄地域の営業本部であり、キャンプ瑞慶覧（フォスター地区）内にある。

直営により、食品や日用雑貨の売店（一般的にPX（Post Exchange）と呼ばれている。）、レストラン、ガソリンスタンド、映画館、オーディオショップ、ビデオレンタル店等、日常生活に必要なサー

ビスを提供している。

(2) 承諾輸出物品販売業者

「沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令」第89条の5の措置により、消費税法上の輸出物品販売業者とみなされる業者であり、復帰前から合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの家族に財務省（旧大蔵省）令で定める物品（通常生活の用に供する物品）を販売していたもののうち、所轄税務署長の承認を受けたものは、輸出物品販売場とみなされ、消費税が免除されていた。

同措置については、期限の設けられた時限措置で、「沖縄振興特別措置法（平成14年3月31日法律第14号）」の制定に伴い、同政令の一部を改正する政令が施行され、措置期限が平成19年5月14日まで延長されていた。現在は、廃止されている。

4 運輸・通信

(1) 運輸

ア タクシー

タクシーについては、ベース・タクシーと呼ばれ、県内には平成25年（2013年）2月現在、計197台が稼働している。

平成元年（1989年）以前は、米軍側が発行する身分証明書（ゲートパス）を所持していれば自由に基地内に出入りし営業できたが、平成2年（1990年）頃から、ベース・タクシーについてもO W E Xとの契約制に移行しており、特免業者としての性格を持っている。平成16年から入札制へと移行している。契約期間は2年で、タクシー業者は1台当たり月額55,500円から80,500円（施設により異なる）の「コミッション（手数料）」を支払っている。

イ 運転代行サービス

平成29年（2017年）2月から、米兵を基地の中まで送る運転代行サービスが開始された。

平成29年（2017年）2月時点で、業者6社、随伴車15台、ドライバー30名でサービスが行われており、県内全ての基地が運転代行サービスの対象となっている。

(2) 通信

在沖米軍関連の通信業務は、国内回線の電話については西日本電信電話（株）（NTT西日本）が代行し、国際回線の電話はKDD（現KDDI）が代行していたが、通信事業の自由化、外資規制の撤廃、携帯電話の普及などに伴い、現在の在沖米軍における回線状況、回線数、売上額すなわち経済効果は把握が困難となっている。

なお、これまでのNTT回線の使用状況は次のとおりである。

在沖米軍のNTT回線使用状況

年度	電話加入数		米軍関連売上額 (千円)
	全体	うち米軍	
平成元年度	454,147	510	102,804
平成3年度	490,361	571	101,689
平成8年度	544,504	790	258,285
平成13年度	470,258	...	...
平成16年度	526,101	651	96,047
平成17年度	499,855	596	35,788
平成18年度	469,623	485	24,196
平成19年度	434,403	...	...
平成20年度	399,328	...	...
平成21年度	366,962	397	...
平成22年度	336,470	385	15,888
平成23年度	308,028	373	16,357

資料：NTT西日本九州事業本部

注：平成13、19、20年度については、電話加入数全体以外の数値は不明である。

平成21年度については、米軍関連売上額は不明である。

平成24年度以降については、提供サービス等の内容が大きく変化し、数値の算定が困難であるとの理由で、在沖米軍のNTT回線数及び米軍関係売上額の情報提供がNTT西日本から得ら



れなくなった。

## 5 供給・ゴミ処理関係

### (1) 電力

在沖米軍基地への電力供給は沖縄電力（株）が行っており、年間供給量の推移は以下の表のとおりとなっている。

なお、米軍基地に係る電力料金については、在日米軍駐留経費（いわゆる「思いやり予算」）により日本政府が一部負担することになっている。

#### 在沖米軍への電力供給の推移

年度	総供給量 (単位：億KWh)		割合 (米軍) (%)	米軍 関連 売上高 (億円)	年度	総供給量 (単位：億KWh)		割合 (米軍) (%)	米軍 関連 売上高 (億円)
		うち米軍					うち米軍		
昭和47年度	17.2	6	34.9	24	平成13年度	68.9	7	10.2	106
昭和50年度	23.9	5	20.9	47	平成14年度	68.8	7	10.2	102
昭和55年度	29.6	4	13.5	90	平成15年度	71.6	7	9.8	101
昭和60年度	35.5	5	14.1	113	平成16年度	71.9	7	9.7	103
平成元年度	44.4	5	11.3	100	平成17年度	73.5	7	9.5	104
平成3年度	50.7	6	11.8	107	平成18年度	73.8	7	9.5	107
平成8年度	60.1	6	10.0	108					

注：平成19年度以降は、資料なし。

資料：沖縄電力

平成24～28年度は、沖縄電力からの電力供給等の情報提供に必要な米側の許諾を得られなかった。

### (2) 上水道

沖縄本島における上水道の供給は、県企業局が用水供給事業者として水道事業者である市町村に直接給水し、市町村がこれを需要者に供給する形をとっている。

在沖米軍基地への給水については、基地の所在する市町村と米軍との直接契約により、平成27年度（2015年度）末現在、12の市町村等水道事業者（6市、3町、3村）が需要者である米軍基地に直接給水しており、年間給水量の推移は以下の表のとおりとなっている。

なお、米軍基地に係る水道料金については、在日米軍駐留経費（いわゆる「思いやり予算」）により日本政府が一部負担することになっている。

#### 在沖米軍基地への給水量の推移

年度	年間給水量 (千m <sup>3</sup> )	水道料金 (億円)
平成元年度	10,932	17.0
平成3年度	11,449	18.0
平成8年度	...	29.7
平成12年度	10,166	25.1
平成17年度	9,209	22.9
平成22年度	9,558	30.0
平成27年度	9,531	27.2

資料：沖縄県保健医療部衛生薬務課

注：平成8年度については、年間給水量は不明である。

### (3) 下水道

在沖米軍基地からの年間汚水量及び下水道維持管理負担金の推移は、以下の表のとおりとなっている。

なお、米軍基地に係る下水道料金については、在日米軍駐留経費（いわゆる「思いやり予算」）により日本政府が負担することになっている。

在沖米軍基地からの汚水量の推移

年度	年間汚水量 (千m <sup>3</sup> )	維持管理負担金 (億円)	年度	年間汚水量 (千m <sup>3</sup> )	維持管理負担金 (億円)
昭和50年度	8,757	0.9	平成21年度	8,291	4.1
昭和55年度	10,347	2.1	平成22年度	8,667	4.3
昭和60年度	11,467	3.1	平成23年度	8,221	4.1
平成元年度	8,201	2.2	平成24年度	8,195	4.0
平成3年度	7,669	2.7	平成25年度	8,348	4.1
平成8年度	7,386	3.0	平成26年度	8,036	4.1
平成18年度	8,554	3.7	平成27年度	8,666	4.4
平成19年度	9,074	4.1	平成28年度	7,764	3.9
平成20年度	8,012	3.7			

資料：沖縄県土木建築部下水道課

(4) 廃棄物処理

米軍の軍事活動に伴って排出される廃棄物は、日本国内法による処理基準の適用を受けない。

また、米軍基地内の家庭等から排出される生活系の廃棄物（主に一般廃棄物）については、所在する市町村の行政区域外であり、当該市町村の計画処理の対象外であることから、県内の民間の廃棄物処理業者によって収集運搬から中間処理、最終処分まで委託処理されている。

米軍基地の廃棄物については、基地内への立入りが容易でないため、種類ごとの排出量や処理の状況を正確に把握することは困難であるが、米軍からの生活系の廃棄物の委託処理を請け負っている廃棄物処理業者からの報告によると、最近6年間の処理状況は下表のとおりとなっている。

なお、県は、①米軍基地から排出される廃棄物等については、排出の抑制を図るとともに、その分別を徹底することにより可能な限りリサイクルを推進し、廃棄物焼却施設等の整備を含め適正に処理することを求めること、②在沖米軍及び関係機関との連絡体制を構築し、リサイクルや適正処理などについて情報・意見交換に努めること、③基地内にある廃棄物等の種類、数量、場所、保管方法、処理及び輸送計画等に関する情報の公開を求めていくとともに、環境への影響が懸念される事態が発生した場合、基地内の立入調査に適切な配慮が払われるよう、強く求めることを米軍基地の廃棄物対策としている（沖縄県廃棄物処理計画第四期）。

在沖米軍基地における廃棄物処理状況

年度	合計 (トン)
平成24年度	22,229
平成25年度	25,608
平成26年度	23,064
平成27年度	26,303
平成28年度	25,919

資料：沖縄県環境部環境整備課

注：廃棄物の種類は、紙くず、木くず、金属くず、廃プラスチック類、塵芥、残飯などである。